

平成 26 年

赤平市議会第3回定例会会議録（第2日）

9月12日（金曜日）午前10時00分 開 議
午後 2時16分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
2. 北 市 勲 議員
3. 向 井 義 擴 議員
4. 植 村 真 美 議員
5. 五十嵐 美 知 議員
6. 竹 村 恵 一 議員

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

| 順序 | 議席番号 | 氏 名 | 件 名 |
|----|------|--------|---|
| 2 | 8 | 北 市 勲 | 1. 安心して暮らせるまちづくりについて |
| 3 | 1 | 向 井 義擴 | 1. 健康寿命について 2. 文化財について 3. 子育て支援について |
| 4 | 3 | 植 村 真美 | 1. きれいなまちづくりの推進について 2. 人と人をつなげる観光づくりについて |

| 順序 | 議席番号 | 氏 名 | 件 名 |
|----|------|-------|--|
| 5 | 6 | 五十嵐美知 | 1. 公共施設等総合管理計画の促進について 2. 元気な高齢者の社会参加促進について 3. 消費者教育の充実について 4. 赤平市子ども・子育て支援事業計画策定について 5. 安心の生活水確保について 6. 森林環境教育の推進について |
| 6 | 4 | 竹村恵一 | 1. 元気な自治体を目指して 2. 防災対策について 3. 教育環境整備について 4. 社会教育の拡大について |

○出席議員 9名

- 1番 向 井 義 擴 君
2番 太 田 常 美 君
3番 植 村 真 美 君
4番 竹 村 恵 一 君
5番 若 山 武 信 君

6番 五十嵐 美知 君
 7番 菊島 好孝 君
 8番 北市 勲 君
 9番 獅畑 輝明 君

○欠席議員 0名

○欠 員 1名
 10番

○説 明 員

市 長 高尾 弘明 君
 教育委員会委員長 山田 和裕 君
 監 査 委 員 小椋 克己 君
 選挙管理委員会 壽崎 光吉 君
 委 員 長
 農業委員会会長 田村 元一 君

副 市 長 浅水 忠男 君
 総 務 課 長 町田 秀一 君
 企画財政課長 伊藤 寿雄 君
 税 務 課 長 下村 信磁 君
 市民生活課長 野呂 道洋 君
 社会福祉課長 永川 郁郎 君
 介護健康推進課長 斉藤 幸英 君
 商工労政観光課長 伊藤 嘉悦 君
 農 政 課 長 菊島 美時 君
 建 設 課 長 熊谷 敦 君
 上下水道課長 横岡 孝一 君
 会 計 管 理 者 片山 敬康 君
 市立赤平総合病院 實吉 俊介 君
 事 務 長

教 育 教育長 多田 豊 君
 委員会 学校教育 相原 弘幸 君
 " 課 長
 " 社会教育 蒲原 英二 君
 課 長

監 査 事 務 局 長 大橋 一 君
 選挙管理委員会 井波 雅彦 君
 事 務 局 長

農 業 委 員 会 菊島 美時 君
 事 務 局 長

○本会議事務従事者

議 会 事務局長 栗山 滋之 君
 " 総務議事 野呂 律子 君
 " 担当主幹
 " 総務議事 伊藤 彰浩 君
 係 長

(午前10時00分 開 議)

○議長(若山武信君) おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、2番太田議員、7番菊島議員を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(若山武信君) 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序2、1、安心して暮らせるまちづくりについて、議席番号8番、北市議員。

○8番(北市勲君) [登壇] 通告に従いまして質問いたしますので、ご答弁のほどよろしくお願いをいたします。ちょっと風邪がみで声が割れていますが、ご容赦願いたいと思っております。

大綱1、安心して暮らせるまちづくりについて。今般6月で終了いたしました通常国会において成立しました医療、介護関係の法律、健康医療戦略推進法、独立行政法人日本医療研究開発機構法、医療介護総合確保推進法、それに難病医療法の4つのうち、特に医療介護総合確保推進法につきまして、この法律の施行に当たり、地域の医療や介護がどのように変わってくるのかということについてお尋ねをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしま

す。

このたびの法律は、2025年に65歳以上の高齢者が全人口の30%に達すると、また認知症や要介護の人がふえる一方で、それを支える現役世代の減少が進んでも維持できる医療や介護制度を目指しており、医療や介護の施設の利用を制限しながら在宅でサービスを受けられる体制づくりが示されました。介護サービスについては、各市町村が独自のサービスを設定できる部分もありますが、反面介護利用者の一部に負担増を求められてもおります。医療機関につきましては、役割分担を進めながら退院支援を重視して病院病床の再編を図り、入院期間の短縮を進め、在宅医療を推進し、限られた財源を重度者へ重点的に振り分ける見直しをするのが目的とも言われております。この法律の施行は来年4月から実施する項目と8月からと2つがありますが、若干の時間がありますので、特に赤平市においてはこのことについてどのようにしていくのかをお尋ねいたしたいと思っております。

1、介護保険について、ア、要支援者への対応についてお尋ねをいたします。現在要支援1、2の人が使うホームヘルプ、いわゆる訪問介護とデイサービス、通所介護の2つが来年4月から3年間で全国一律の事業から市町村の事業へと移ることになります。現在国の基準に沿って事業所が行っているホームヘルプとデイサービスに加え、新たにNPOやボランティアなどの担い手を広げるなど、市町村が独自にサービスを定める裁量が大幅に認められました。そこで、市町村の事業になるとこの赤平市はどのように変わっていくのか、サービスの中身や利用料は市町村が決められるわけですが、赤平市はどのように考えておられるのかお聞かせいただきたいと思っております。また、赤平市においてNPOやボランティアなどの担い手が確保できるのか、そしてまたそれを活用していく気はあるのか、その辺も含めてお答えをいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長(若山武信君) 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英） お答えいたします。

本年6月に医療介護総合確保推進法が成立し、介護保険法関係においても平成27年4月より改正が行われます。現在の介護予防給付ではサービスの種類、内容、運営基準、単価を全国一律で国が定めていますが、今後は予防訪問介護と予防通所介護のみが新しい総合事業へ移行し、市町村の判断で事業内容を設定し、ボランティア、NPO、民間企業等の地域資源を有効活用するよう推奨されています。

現在赤平市で予防給付サービスを利用されている方は、本年7月の請求件数では121件あり、その中で予防訪問介護のみの利用者は40件、予防通所介護のみの利用者は29件、その両方を利用する方は10件となっていることから、全体の3分の2近くが予防給付から新しい総合事業に移行していく予定となります。事業の移行に当たりましては、既存介護サービス事業者とボランティアの活用を中心に受け皿を地域に整備していく方針ですが、国としても平成27年4月からの開始が困難な場合は地域の実情に合わせて一定時間をかけて行うこととされていますが、遅くとも平成29年3月までには体制を整え、4月には総合事業を開始していけるよう取り組んでいきたいと考えております。また、各市町村の裁量で事業内容や利用料金を設定することになっていますが、赤平市に住んでいる方が近隣市の事業所を利用することも想定されるため、サービスの内容や利用料金等に著しい格差が生じることのないよう、近隣市と連携を図りながら検討を進めてまいります。

ボランティアなどの関係でご質問をいただいておりますが、現在赤平市の中には社会福祉協議会の中にボランティアの取りまとめをする推進団体が設置されております。今後いろんな事業でボランティアの活用ということが今回求められておりますので、そことの連携を図った中でボランティア活動の推進、さらには現段階では育成も含めた対応をしなくてはならないと考えております。いろんな団体、サービス提供事業者や、あるいはケアプランを立てる

介護支援専門員、いわゆるケアマネさんなのですが、その方々に聞きますと、現状介護保険の中で取り上げているサービス以外のちょっとした簡単なごみ出しだとか、そういったことをぜひ進めていただけるような制度をつくっていただきたいということのご意見もいただいておりますので、そういったものの活用はボランティアの中で行っていくということも一つの方法と考えているところです。

以上です。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] ありがとうございます。ボランティアの件ですが、実は一昨年私も議会で九州の霧島市に視察に行きまして、ボランティアのあり方について勉強してきました。このことにつきましては、この議会でも同僚議員から赤平市でそういう予定はないかというような質問あったはずなのですが、いわゆる元気な高齢者を逆にボランティアの担い手として活用するということなのですが、このことも含めて、これから養成となれば時間もかかります。早期に取り組んでいただきたいと思っています。

それから、市町村の事業に移るということは市町村が費用かかるわけですが、介護予防という事業の中で費用を最小限に抑えるにはどうするかと、1つは理学療法士あるいは作業療法士といった専門職を活用することによって介護費用が節約できると、こういうことがよく言われております。通所介護ではリハビリをやっているところもありますが、ホームヘルプではないと、こんなことも含めてぜひ専門職の活用も考えていただければいいと思いますが、これについていかがでしょうか。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英） お答えいたします。

介護予防の捉え方でございますけれども、主に現在行っておりますが、運動系のそういった事業ということになりますけれども、現在赤平市では産学官共同事業であかびら・地域まるごと元気アッププロ

グラム、通称まる元の運動教室、そういったものに取り組んでおります。その中では、健康運動指導士という職種の者が生活習慣病や介護予防など健康水準の保持のために個人の心身の状態に即した運動計画の作成、さらには運動指導を行い、効果を上げていくところがございます。運動療法や物理療法など医学的なりハビリになるかと思いますが、そういったものを行う理学療法士、さらには日常活動の諸動作、仕事、遊びなどの人間生活全般にかかわる諸活動への治療や援助もしくは指導を行うのが作業療法士と、そういった部分で機能の維持回復には専門的な指導を行われる専門職の必要性は大きいものだというふうに感じております。ですが、当面は現状の健康指導士を活用した中で介護事業を行っていきたいと思っております。

さらに、訪問中のリハビリということになりますと訪問看護の一環として行うということになりますので、赤平市内では、25年度実績ではございますが、3名の方がそのサービスを受けられております。介護保険を適用しての訪問リハビリを行うためには訪問看護ステーションの開設者でなければ行えないということがございますので、訪問看護ステーションは医療機関や老人保健施設が開設でき、さらには看護師や理学療法士などの人的な確保も必要になってくるということになりますので、訪問介護やリハビリ等を必要とする方が採算をとれるほど確保できるのかといった経営面では鍵になるのかなと思っております。介護を受けながら在宅で生活をしている方に介護状態が少しでも進行しないようにするためには、リハビリというのは非常に必要性を十分に理解しているところではございますけれども、現状ではちょっと課題も多いのかなと、そのように思っているところです。

以上です。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕マンパワーがないということで、なかなか難しいという話ですけども、逆に言えばそういうマンパワーのあるところの

サービスが我々と比べるとはるかによくなってくると、いわゆる地域間格差が生まれてくると。そういう形で、できるだけ地元でそういった介護予防を受けたいという人たちはいても、それがなければやっぱり地方に出ていくと、そういうマンパワーのあるところに移っていくということになる可能性もあるので、要は平成29年までに全市町村が実施となるこの事業を地域間格差をなくすためにも、ぜひ自治体の取り組みとしてこの辺の専門職の活用も十分に考えてサービスを考えていただきたいと、このように思っています。ありがとうございます。

次、イの特別養護老人ホームへの入所についてお尋ねをいたします。このたびの改正で特別養護老人ホームへの入所が介護3から5までと、こういう重度の人に限られることになりました。いわゆる介護1、2の人は利用できないと、ただしやむを得ない事情があれば市町村の判断で特例として入所を認めると、こうなっているのですが、特例のやむを得ない事情、これにつきまして市町村間でどの程度の差が出るのかわかりませんが、赤平市としてはどのように考えているのかお答えをいただきたいと思っています。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英） お答えいたします。

特別養護老人ホームの入所基準につきましては、平成27年度以降、国は限られた資源の中でより入所の必要性が高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中、重度の要介護高齢者を支える施設として重点化を図るとし、対象者を要介護3以上に限定するとしております。介護度が軽度の方でやむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与のもと、施設ごとに設置している入所検討委員会を経て特例入所として認めるとのことです。この特例入所の判断に当たっては、透明かつ公平な運用を図る観点から、各市町村や施設において判断基準に大きな差異が出ないように、厚生労働省において判

断に当たっての具体的な要件や判定手続についての指針が示される予定となっておりますので、それらをもとに入所の判定に当たるよう施設等に対し助言をしていきたいと考えております。

また、比較的介護度の軽い方におきましても、特に独居並びに高齢者のみの世帯で暮らされている方々では日常の生活に不安を感じて施設入所を希望されている方もいますことから、近隣市町で民間事業者が整備をしている食事や介護サービスの受けられるサービスつき高齢者向け住宅が安心して暮らせる施設となっており、市内にもそういった施設の整備が進むことを望んでいるところでもあります。しかし、入居に当たりましては月々の利用料金の負担が大きいことがネックとなっているようでもあります。必要な施設と認識をしておりますので、今後事業者にも働きかけをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 入れない1、2の方々の対応としてサ高住、サービスつき高齢者住宅と、これは都会では、地方都市もそうですけれども、結構建ってきているのです。ただ、赤平にはそれほどないと、そのようなことで、今そういうこともお話ありましたけれども、この施設に入れる方はまだいいけれども、入れない方は一体どうするのだろうと、その辺の不安を非常に持っている方が多い。現在赤平市内に施設入所待機者が100名ほどいると、先日の議会報告会の中でも市長さんの答弁がありました。この制度によって全員が入れるわけでないとしたら、実際の待機者は何名ぐらいになるのだろうと、そここのところ、もしある程度の数字がわかればお答えいただきたいと思っております。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英） 特養のエルムハウス及び愛真ホームということで捉えておりますが、その2つの施設における重複した申込者を除く待機者につきましては、約100名となっております。

新たな入所基準で見ますと、そのうち介護度が3以上ということに限定になりますので、そういった場合はそのうち40名程度が新たな基準での入所待機者に該当することになります。

以上です。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 100名が3以上になると40名と、この40名の方々はある程度の時間がたてば入所できるのですが、あと1、2の方々、これで行くと60人ぐらいいると、この方々についてはある程度温かい目で見ても、やっぱり面倒見ていかななくてはならぬかなと、そういうふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っています。

次に、ウ、施設使用料についてお尋ねをいたします。特別養護老人ホームや介護老人保健施設等に入所した場合は、食費と部屋代は利用者が全額支払うのが原則です。ただし、所得の低い人には負担限度額があり、差額が補助されておりますが、この補助対象の認定条件が来年の8月より厳しくなる。特に課税される年金収入が80万円以下で市町村税が非課税の人は基準の約3分の1ぐらいの軽い負担となりそうですが、見直しては単独で預貯金や有価証券で単身で1,000万円以上、夫婦で2,000万円以上の人は対象外となると。この預貯金等については自己申告が建前ですが、不正受給がばればばペナルティーを科せられると、こういうルールになっておりますが、自己申告は預貯金と有価証券だけでいいのかと、土地、家屋の資産は自己申告の対象にならないのか、あるいは住宅ローン等の負債がある場合は保有資産との差し引きで補助対象となるのか、ならないのか、この辺のところまだはっきりしないのですが、わかる範囲があれば、教えていただきたいと思っております。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英） お答えいたします。

施設入所に係る食費及び居住費は、原則自己負担

となっておりますが、住民税が非課税の入所者に対してはその申請に基づき補足給付を支給し、負担の軽減を図っているところでございます。補足給付につきましては、福祉的な性格や計画的な措置とされていますことから、高額の前貯金や資産を保有しているにもかかわらず保険料を財源とした給付が行われるのは不公平として、平成27年度からの第6期介護保険計画期間からは資産の保有状況により給付の制限が行われることになっております。

資産要件としましては、単身で1,000万円以上、夫婦世帯で2,000万円以上の前貯金及び有価証券がある場合は給付の対象外とされます。前貯金に関しましては、基本的には必要に応じてサンプル調査を実施することになりますが、それで疑義がある場合には、介護保険法第203条の規定により金融機関に報告を求めることができるとされておりますし、不正が発覚した場合にはペナルティーとして、給付の価格に加え、その価格の2倍の相当する額を徴収することになっております。また、現在世帯分離をした場合には本人が住民税非課税であれば支給の対象とされておりますが、配偶者につきましては民法上、他の親族の扶養義務より強い生活保持義務があると解され、世帯分離をされたとしても配偶者の所得も今後勘案して給付が行われていくこととなります。

なお、お話にありました不動産についてでございますが、当初一定の評価額以上の居宅等の不動産を所有している場合は給付対象外とし、この不動産を担保に補足給付費の貸し付けを行い、死後に回収する仕組みが検討されておりましたが、貸付対象者の範囲や資産の評価などの課題を整備した中で、今後実施に向けて引き続き検討するとして、今回は先送りになっております。負債の関係のご質問をいただいておりますが、現在まだはっきりその辺がどうなるのかということで方針が示されている状況ではございませんが、ある程度その辺についても資産を勘案する場合は検討していかなくてはならない事項でないかなど、そのように思っております。

以上です。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 これはこのことに限らず、土地や家を持っていてもお金がない、困っている方を結構お聞きしますし、相談も受けます。こんなことも含めて、この辺のところは資産価値のあるところはいいとしても、資産価値がだんだん下がってくる地域については非常に矛盾を感じるころなのですが、引き続き検討されるということなので、期待をいたしますが、ただこの前貯金が自己申告といえども、かなり正直に、皆さんが正直にと、ちょっと語弊ありますけれども、本当に言ってくれるのかなど、そういうことである程度の調査もしなければならぬと。ただいまそんなこともちょっとありましたけれども、銀行にあるだけが現金ではなくて、たんす預金もあるわけで、この辺のところもどう捉えていくのかなど、ちょっと難しい部分ありますけれども、極力正直な申請をしていただきたいと期待するだけだと思います。ありがとうございます。

次に、エ、高所得者費用についてお尋ねをいたします。ホームヘルプとデイサービスのサービスを使った場合、現在は所得に関係なく一律費用の1割を払う仕組みになっておりますが、これが来年8月以降は一定の所得のある人は2割負担になると、こういうことではございますが、国は年金収入が280万円以上ある人を想定していると、こういうことではございますが、このように負担が倍になれば介護サービスの利用回数を減らす人も出ると言われてもおります。介護サービスの利用回数を減らすことにより介護度が高くなる、そんな人も出る可能性も考えられます。赤平市としては、この利用回数の減少が出た場合、どのような対策を考えておられるのか、もし考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英） お答えいたします。

65歳以上の介護保険1号被保険者の保険料につきましては、所得の状況に応じ負担をしていただいておりますが、平成27年度から、一定程度以上の所得のある被保険者につきましては保険料負担割合やサービス利用時の自己負担1割が2割に引き上げられます。保険料につきましては、第6段階が9段階に変更され、高所得者の保険料は基準額となる新5段階の最大1.7倍に引き上げる予定となっております。また、サービス利用時の自己負担につきましても、例を挙げますと年金収入の単身者の場合には年間合計所得金額が160万以上、この場合は年金額で280万円超えということになります。その方々の負担割合を2割に引き上げる予定となっております。サービスを利用する要介護者の所得分布は被保険者全体の所得区分に比較して低いため、国は実際に影響を受ける方は在宅サービス利用者の15%、特養等の施設入所者の5%程度と見込んでいますが、当市におきましては所得の状況から見て国の見込みよりは少なくなるのではないかなと、そのように予測をしています。

国は、対象者の収入が年金以外の収入の場合は、実質的な収入が280万円未満に満たない場合、さらには夫婦世帯の場合には配偶者の年金が低く、世帯として負担能力が低いケースもあることから、対象者の年金収入とその他の所得の合計額が単身で280万円未満、2人以上世帯では346万円未満の場合には1割の負担のままにするよう検討をしているところで、自己負担が増加しますと、議員のご質問にありましたとおりサービスの利用回数が減少し、介護度が重くなるおそれもあり、懸念をしているところでもあります。医療保険と同様な高額介護サービス費の適用を受けることにより、月額負担の上限があり、27年4月以降は月額4万4,400円となりますが、超える部分については給付される制度がございますので、それらにつきましても再度周知し、サービス利用が減少しないようにしていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 医療費と同じように高額療養みたいな制度がありますので、この辺のところを十分にお知らせして、やはり介護サービスの利用回数を減らさないような努力をしていただきたいと思っております。ありがとうございます。

次、オ、低所得者の保険料軽減についてお尋ねをいたします。65歳以上の第1号被保険者が払う介護保険料は、所得に応じて高い、低いという仕組みになっておりますが、国はこの保険料の支払い基準を6段階を設定しておりますが、来年4月より9段階にして所得の低い人はさらに負担が軽くなるように見直すとのことですが、赤平市は現在7段階9区分設定しております。保険料の区分については市町村が独自に設定できるとのことですが、現在赤平市はこの第7段階9区分の中で基準となる第4段階は4,600円、そういうことで全道の中で比較しても中間と言っていいくらいですか、どっちかというところ、中間ぐらい、そういうことなのですが、この保険料区分について来年以降どのように考えていくかお聞かせいただきたい。それから、来年からスタートする第6期の保険料について今どのような状況になっているのか、多分検討もされておると思いますが、その辺の状況もお聞かせ願いたいと思っております。ちなみに、札幌市は11段階にするとのことですので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英） お答えいたします。

低所得者の負担軽減策として、生活保護受給者並びに低所得者に対する保険料の軽減が強化される予定です。具体的に軽減割合を申しますと、第1段階の生活保護被保護者及び市町村民税非課税の福祉年金受給者並びに第2段階の非課税世帯で本人の年金収入等が80万以下の場合は新第1段階として基準保険料の現状5割軽減を7割軽減とし、また新第2段階以上特例第4段階までの被保険者にもそれぞれ軽

減策が講じられることとなります。また、保険料の段階区分につきましては、当市におきましては現状は国の基準より多い7段階とし、低所得者の負担軽減のため3段階と4段階をさらに2分割し、7段階9区分としていますが、第6期期間ではさらに区分をふやし、負担の軽減を図っていくことを検討しております。現状9段階を取り入れた中で、さらに中間部分につきましては細分化を図り、その辺の負担軽減もあわせて図っていききたいと、そのように思っております。

第6期計画期間では、高所得者につきましては一部負担割合がふえることとなりますが、当市におきましては軽減対象となる低所得者の占める割合が高いため、保険料収入では全体ではマイナスになるものと予測しております。なお、保険料の減収分につきましては、国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1の割合で負担することとなります。いずれにしましても、低所得者につきましては保険料の負担が重いとの苦情を多数いただいていますことから、第6期期間では現行第5期の負担基準となる第4段階の月額4,600円を大幅に上回る保険料とならないよう、介護給付費準備基金の取り崩しを進めるなど負担軽減策を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕 ありがとうございます。お話では来年から始まる第6期の保険料については現在の基準額4,600円を大幅に上回らないということでございますので、期待をしたいと思いません。ひとつよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

次、2、医療についてお尋ねをいたします。ア、訪問診療について。このたびの法律の見直しで、症状が重い人向けの急性期病床は全国で36万床ある。その36万床の病床の中に急性期といえない患者さんが多勢入院していると、これを国のほうとしては直さなければならぬだろうと。急性期病床というのは

7対1看護を採用したやつが多いのですが、これをやると病院の収益上がります。しかし、実際には、急性期でない患者さんがいても7対1看護の医療費がとれると。そんなことで、国としても急性期病床を減らして、患者さんを急性期病床から回復期病床の部屋へ移して入院期間を短縮させる。入院をしなくてもよい人については在宅に移ってほしいと。それが、この訪問診療につながっていくと。

今回の法律で在宅医療を進めておるのでございますが、訪問診療の拡大を目指しておりますけれども、一方で訪問診療の診療報酬が引き下げられた。特に集合住宅あるいは老人ホームと市営住宅も対象になります。こういうところにお医者さんが訪問診療しても従来の診療報酬よりも約半分近く落とされると、こんなことで今まで真面目にやってきた医療機関が在宅医療の撤退や苦境に追い込まれると、このような報道も載っておりました。国のやっていることがどうも相反する方向に動いているような気がするのですが、赤平市においてはこの訪問診療につきましてはもう十数年前から実施しております。かつて私も病院職員時代、訪問診療の仕事を手伝っておりましたので、よく知っておりますが、多くの患者さんやご家族から感謝をされております。このような形で赤平市の訪問診療は今も続けておられるのですが、今回のこの国の制度によって赤平市の訪問診療がどのような影響を受けるのか、影響があるのであれば教えていただきたいと思っております。

○議長（若山武信君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 訪問診療についてお答えいたします。

今年度の診療報酬改定は、医療機関の機能分化と在宅医療の充実が大きな柱となっており、当院におきましても病床機能届け出の見直しなどが必要となり、現在その影響額など試算し、対応について検討しているところであります。また、7対1入院基本料の届け出基準が厳格化されたことによりまして、砂川市立病院や滝川市立病院など中空知医療圏域の急性期医療を担う中核病院が大きな方向転換を迫ら

れている内容となっております。現在この中核病院が一定の在宅復帰率を要件とした地域包括ケア病棟への転換を模索している中、急性期から回復期へ向かう患者の受け入れ先である当院に対しましても、受け入れ患者に多少の減少傾向は懸念される場所です。そのため、当院の病床のあり方もこの動きに合わせ対応を検討していかなければならない場所です。また、周辺病院の動向など今後の予測がいまだ困難な状況でもありますので、その状況を注視し、積極的に情報収集を行いながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

また、訪問診療への影響につきましては、現在当院で診療している訪問診療の対象患者さん20名はいずれも市内在住者であり、さらに当該患者がふえる傾向にもあることから、圏域内の中核病院における在宅復帰率の向上とそれ以外の周辺病院の動向に影響されることなく、現状の医師数で対応できる範囲の訪問診療規模をこれからも維持していきたいと考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君） [登壇] ありがとうございます。赤平の市立病院は、もう数年前から中空知医療圏の中での機能分担をやるということをやっている。中核病院を中心とした医療体制を組んでいる。この中で、私はかなりの医療分担はできていると、そういうふうに思っております。また、訪問診療も今のご答弁ありましたように、少ないドクターの中で現状を維持していきたいとお話ございましたので、ぜひこのことについても続けていっていただきたいと、このように思っております。ありがとうございます。

次に、この事故調査制度の創設について。病院で患者さんが死亡したときにお医者さんから死に至った経過等いろいろと説明をいただく、大方はそうなのですが、中には病院側の説明に納得いかないということで、現在は裁判という、訴えていくと、そういうことになっているのですが、そういうことがな

いように、できるだけスムーズに遺族と病院とがわかり合えるように、病院がそういった、死に至った事故といえるかどうかわかりませんが、そういうことを第三者機関へ報告し、届け出をして、第三者の客観的なご意見を求めると、こういうことなのですが、これには全医療機関に医療事故調査制度を設けなさいと、このようにうたわれております。これについてはいろいろと問題もありますけれども、赤平市立病院においては院内でそういった医療アクシデント、医療インシデントをどのように取り扱って、どのように進めているのか、これを含めてご説明をいただきたいと思っています。

○議長（若山武信君） 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 医療事故調査制度の創設についてということでお答えいたします。

医療事故の原因分析と再発防止を目的に、国の医療事故調査に係るガイドラインに基づき、来年度医療事故調査制度がスタートいたします。中立、公正性を基本とした第三者機関の設置と事故報告の義務づけがなされ、その調査結果の内容を分析、注意喚起や情報提供をしながら再発防止に努めるという制度内容であります。通常病院では、緊急事態や危機になり得る、またはそれらを引き起こし得る状況をインシデント、医療事故や医療ミス、医療行為とは関係のない転倒などの院内事故、医療従事者が被害者となる事故などを含めたアクシデントといっておりますが、これらへの対応につきましては、その窓口は医療安全管理課であり、当院の医療安全管理指針に基づき、医療安全管理委員会を毎月1回、副院長以下各部署より選出されたメンバーによりまして開催し、現状でのインシデント、アクシデントについての報告と原因究明、対処状況、今後の改善策などについて協議をしているところであります。

また、万一重大な医療事故が発生した場合には、病院長の命によりまして病院事故調査委員会を設置し、事故の状況把握と検証、保健所、警察署などへの報告と対応、再発防止への対策と改善等をまとめ、

事故調査委員会の報告書として病院長へ提出することとなっております。この報告書をもって、来年秋からは国が進める医療事故調査制度に基づく第三者機関への報告になると思われませんが、本制度は厚生労働省が来年10月の運用開始に向け、届け出の基準や調査の内容などを指針としてまとめる方針でありまして、この具体的な体制が国、北海道から示された後、当院の事故調査委員会との報告、調査、支援等の関係が発生するということになると思います。いずれにいたしましても、院内ではこれからも一層各部署の連携と信頼関係、チームワークをもって市民の皆さんに安心、安全な地域医療の提供を確保してまいりたいと存じます。また、中空知医療圏域内においてもさらなる医療連携を進める中で、医療インシデント、アクシデントについて再発防止に係る情報交換や研修会を開催しながら、この地域でのさらなる医療環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君）〔登壇〕ありがとうございます。ただいまご答弁いただきました医療にかかわるそういったインシデント、アクシデントというのはヒューマンエラーとして起きる場合も十分ありますので、こういうことを使うことのないような、届け出がないように日ごろの業務に専念していただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

以上、医療、介護についての質問にご丁寧なご答弁ありがとうございます。特に介護保険につきましては、今回の介護保険の見直しでは限られた財源を重度者に重点的に振り分ける制度にするために合理化は避けられず、厚生労働書の推計でも自己負担の引き上げで740億円、それから介護施設などの入居者の食費、家賃の見直しで690億円、合計で1,430億円の抑制効果が期待できると言っておりますが、しかしこれはかかる費用の1%強にすぎないとも言われております。そういう意味で要支援者向け介護の

一部を市町村に移す改革には批判はありますが、地域のボランティアの活用など、地域の力を合わせれば新たな支え合いの仕組みが生まれるだろうと、このように思っております。先日道民の世論調査の中で、今住んでいる地域に将来も住み続けたいですかという問いに、そうしたいとの声が87%もあったと、そのために必要なことは医療介護サービスの体制の維持が雇用の場に次いで2番目に多い31%もあったと。赤平市民の意向もそう大差はないだろうと思っております。今後施設や病院に入れない市民が介護難民とならないよう、地域ぐるみで在宅の高齢者を支えていくことが求められます。平成29年4月までに私どもがさらに安心して暮らせるよう、赤平市の医療介護体制の充実を切に要望して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（若山武信君） 質問順序3、1、健康寿命について、2、文化財について、3、子育て支援について、議席番号1番、向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕通告に従いまして質問させていただきますので、ご答弁のほどをよろしく願いいたします。

大綱の1、健康寿命について、1番、健康寿命に対する取り組みについて。先ほども同僚議員が質問いたしましたように、高齢者の医療だとか介護についてさまざまな取り組みがなされておるようでありますけれども、この根本についてはやはり健康寿命という問題にかかわるのではないかなというふうに思いますので、この点について3点質問したいと思います。

1つは、日本は世界一の長寿国と言われております。近年問題となってきているのが平均寿命と健康寿命との差についてであります。健康寿命とは日常生活に制限のない期間であり、平均寿命とのその差というのは、日常生活に制限のある不健康な期間を意味していると言われております。統計では、平成22年で男性で9.13年、女性で12.68年という統計データが出ておりますけれども、今後平均寿命の延伸に伴い、こうした健康寿命との差が拡大すれば、医療

費や介護給付費の多くを消費する期間が増大することになります。疾病予防と健康増進、介護予防などによって平均寿命と健康寿命の差を短縮することができれば、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減も期待できるというふうに言われております。国保などが行っている予防事業も含めて、この健康寿命を延ばすための事業が必要であると思いますが、現在はどうのような取り組みになっているのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英） お答えいたします。

平成25年3月発行の北海道健康増進計画によりますと、調査時の赤平市の平均寿命は男性で73.87歳、女性で83.64歳、健康寿命は男性で72.85歳、女性で81.08歳で、その差を不健康な期間として、男性1.2歳、女性2.56歳となっております。健康寿命の算定方法は、大きく分けて2種類あります。今回市町村別の算定で使われた方法では、人口規模の小さい自治体で死亡数や介護保険の申請状況、要介護度の判定等により算定結果に強く影響し、単純に比較できるものではありませんが、当市の平気寿命は全道で男性ワースト5位、女性はワースト9位、健康寿命は男性ワースト5位、女性ワースト14位となっております。

平均寿命や健康寿命の延伸には、比較的若い方の死亡数を減らす、生活習慣病や転倒骨折など予防が可能な病気やけがを予防し、介護を受けなければ生活できない方の数を減少させることが重要です。具体的には、がんの予防と早期発見、早期治療、心筋梗塞や脳卒中などを引き起こす高血圧やさまざまな合併症により障害を起こす糖尿病の予防やコントロール、骨粗鬆症やロコモティブシンドロームと呼ばれる、いわゆる生活不活発病等の予防が重要と言えます。当市といたしましても、国や道と同様に健康寿命の延伸を大きな目標に掲げ、たばこ対策を中心としたがん予防に関する啓発活動やがん検診受診率の向上をさせ、早期のがんの発見と早期に医療へつ

なげる支援、高血圧や糖尿病など重大な疾病の引き金となる疾病の予防のため、健康展や健康教育による啓発活動、特定健診受診率の向上と食生活や運動習慣などの生活習慣改善に向けた保健指導の充実、高齢者の介護予防教室の充実とともに、壮年期から骨粗鬆症やロコモティブシンドロームを予防するための食生活や運動習慣を身につけられるよう、啓発活動の充実をさらに進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 疾病予防と健康増進、介護予防など現在取り組まれていることが不十分だということではありませんので、誤解のないようにお願いをいたします。問題は、それが単なる寿命を延ばすということだけでなく、健康寿命を延ばすためであるということを確認して取り組むことが必要ではないかと思うわけであります。

次に、健康寿命であるとか生活習慣病など病気予防などは高齢化してから気づいて、考えることが多いのでありますけれども、本来個人の日常生活の中で健康に生活する意識を持たなければならないことであるのですが、薬物だとかたばこの害は学校で取り上げられていると思いますけれども、健康に生活する習慣を身につけるといふ授業は学校でなされているのでしょうか。子供たちの何十年後のことだけではなく、家庭で話し合われることが親の意識も変わり、非常に効果のあることではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英） お答えいたします。

学校教育の場では、道徳教育の一環として命の大切さや望ましい生活習慣を身につけ、心身の健康を増進を図る教育が行われ、体育では健康の保持と体力の向上、家庭科では生活自立の基礎的、基本的な知識と技術を習得するなど、健康につながる食生活と栄養について学んでおります。また、家庭科教

育と食育の一環として、食生活改善推進委員の方々の協力をいただき、栄養教諭と共同し、小学校において親子料理教室を通じた食の大切さを学ぶ健康教育を行っています。さらには、身体に悪影響を及ぼす薬物の乱用防止のため、薬物乱用防止指導員の方々の協力を得て講話を開催したり、未成年の喫煙防止のため、たばこが健康に及ぼす害に関する講話を実施しております。いずれにしましても、年少のうちから健康に対する意識を持ち、バランスのとれた食生活や運動習慣などの正しい生活習慣を身につけていくことが健康寿命を延ばしていくための大きな要因にもなりますので、引き続き関係機関と連携して取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕学校教育の中でも給食を通しての食育であるとか、予防接種、スポーツなどを通して総合的に取り組まれているようでもありますけれども、健康で長生きすることが自覚されてこそ身につけられるのではないかと思います。また、学校教育というのは学校教育の中でそれぞれ限定されているものではないかと思いますけれども、いろんな課と連携して総合的な取り組みが必要になるのではないかと思いますので、検討していただきたいというふうに思っております。

次に、介護保険事業などで講演だとか相談会、イベントだとか運動教室などさまざまな取り組みがなされて、それぞれ効果のあることでありますが、私の提案では保養センターも活用することも効果があるのではないかというふうに思います。今後将来的に改修計画もあることとお聞きしましたけれども、センターではやはり送迎バスで利用する高齢者が多いと思います。健康教室などを開催して、こちらから出かけたり、イベントを開催することも必要ですが、温泉に入るだけでなく、健康に役立つ運動や指導ができる場所として考えられるのではないかと思いますので、まさに市民の健康増進が図られるのではないかと思います。この点についてはいかが

でしょうか。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英） お答えいたします。

保養センターにおきましては、過去に健康相談や高齢者の体力測定会を開催したことがありますが、今回の改修工事につきましては軽運動を実施するような施設改修は含まれておりませんが、既存のスペースを活用しながら健康相談や健康教育的な事業の実施につきまして検討していきたいと、そのように思っております。

また、健康寿命や平均寿命は統計的な数字ではありますが、市民一人一人にしても要介護状態になることなく、その命が尽きる直前まで自分らしく自立した生活を送られることは大変幸せなことだと考えます。市民一人一人が自分自身の生活習慣を見つめ直し、改善し、健診等により疾病を軽いうちに見つけ、指導や治療を受けられるように、さまざまな事業を通じて健康づくりの取り組みを進め、支援してまいりたいと考えております。その結果の一つ一つの積み重ねが当市全体の健康寿命の延伸につながるものと考えているところでもあります。

以上です。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕特定健診の受診率も上がってきているようでありまして、健康で長生きを目指すというような事業はすぐに成果が出づらいう事業ではありますが、ますます高齢化率が増えていく赤平市にとって最重要課題の一つになるのではないかと思いますので、今後ともさまざまな取り組みがなされまして、最初に答弁ありましたように赤平市がワースト順位が高いというようなことは残念でありますので、健康寿命の長い赤平を目指すことをお願いして、この質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

続きまして、大綱の2、文化財についてであります。①、文化財の資料の管理についてお伺いしたいというふうに思います。文化施設の必要性につ

いては、今までもそれぞれ質問等で認識されているとお答えされておりましたけれども、予算や市の総合計画にどう位置づけるかが具体的には見えてきていない状況であります。しかしながら、文化財のあり方、具体的な構想はできていないにしても、郷土資料館、炭鉱資料館等の博物館、文化施設が必要になっているのは市民みんなの考えであると思っておりますが、構想の中では一部中学校統合後の校舎利用として炭鉱遺産等の保管場所として考えられているようですが、実現するまでにはまだ相当の期間が必要ではないかというふうに思います。しかしながら、そのときになってからすぐ準備することは非常に大変ではないかと思っておりますので、今のうちから文化会館、郷土資料館などを解体され、多くの資料を簡単に市民が見られるようにはなっていないようであります。当面これらの資料の整理といたしますか、目録などは整理することによってどの程度の展示が必要かなどの構想がなされるのではないかと思います、この点はいかがでしょう。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（蒲原英二君） 資料の管理についてお答えいたします。

現在郷土館が解体され、炭鉱歴史資料館についても移転に向けた一時休館の状態、市民等の皆様が歴史資料について閲覧や観覧ができる状況ではないのが現状であります。炭鉱歴史資料館については、早期の移転、再開に向けて作業を進めているところですが、郷土館の設置につきましては学校統合や遊休公共施設整備計画での再利用についての計画構想により、今後設置する郷土館の規模や予算、総合計画上の位置づけが決定しなければ見えてこない状況にあります。旧郷土館並びに炭鉱歴史資料館の資料保存につきましては、各館の基本台帳等にて整備、整理されておりますが、今後の展示場所の確保ができた上で展示に向けての改修等につきまして準備を進めていく所存でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕それぞれ資料は整理されているということですが、これは今後資料館の構想をつくる上でどう展示するかということも構想しながらまとめていくのが必要ではないかなというふうに思います。

その次に、②として、学芸員の配置についてお伺いいたしたいと思います。市が所有するものはそれなりに管理されているというふうに思いますが、生活文化の遺産などは多くは民間や市民が所有するものではないかと思っております。これらの保護と過去の資料の整理には、やはり専門性を持った学芸員が必要ではないかと思っておりますが、学芸員の確保はどのようになっているのか、また市民の中にも学芸員の資格を持つ人がいるのではないかなど、把握されているのかどうか、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（蒲原英二君） 学芸員の配置についてお答えいたします。

現在炭鉱の歴史資料等の整理については、事案の内容により外部有識者の協力により整理等を行っている状況であります。ご質問のとおり、学芸員の配置についての必要性を感じているところですが、学芸員については研究内容の専門性により配置することが望ましいため、資格があるだけでの配置とはいかないと認識しております。赤平市においては、炭鉱遺産に関する専門知識のある学芸員等の配置を希望しておりますが、採用を含め、人事の案件となるため、関係部署とも十分協議し、配置に向けて進めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕この学芸員はそれぞれ専門性があるということは理解しておりますので、今後も検討していただきたいというふうに思っております。

次に、3番目に文化財の登録についてであります。赤平市文化財保護条例が昭和42年に制定されておりますが、46年に住吉獅子舞、それから赤平では現在

奈江沢の棍棒形石器と住吉獅子舞の2つであります。北海道遺産としての登録がなされた北海幹線用水路、空知の炭鉱関連施設と生活文化としての遺産もあるわけでありまして、思い入れ価値というのが大事な点で、炭鉱遺産というのは意外と年数が経過しておられないわけですが、既に遺産としての価値を見出しているという状況であります。市内には山田御殿など探し出せばまだまだあるのではないかと思いますし、美術的価値のあるものも市民が所有しているものもあると思います。消失したり散逸することをどう防ぐかということを考えなければならないと思いますが、これから将来を考えるとまだまだ市民の協力を得ながら生活遺産、美術品など、これらを赤平市の文化財として登録されることが必要ではないかと思いますが、赤平市文化財保護条例に照らして検討するだけで国などほかの規制は受けないということでありまして、赤平市として残すべき遺産などがあるのかと思いますので、その登録などの方策を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（蒲原英二君） 文化財の登録についてお答えいたします。

ご質問のとおり、現在赤平市の指定文化財は、住吉獅子舞と奈江沢遺跡出土の棍棒形石器の2件となっております。また、赤平市にもかわりがありまして2つの北海道遺産、空知の炭鉱関連施設と生活文化と北海幹線用水路につきましては、北海道遺産構想の選定基準により選定されたものとなっております。選定基準につきましては、学術的な価値や美的な価値など客観的な評価基準だけではなく、地域が保全、活用に取り組んでいるものや今後の取り組みに期待できるものなどの思い入れ価値が大きなウェートを占めていること、文化財の指定とは違った側面からの選定基準となっております。さて、赤平市文化財保護条例による指定ですが、北海道遺産選定と市文化財の指定では趣旨、基準が違うことから北海道遺産と同じ形での指定は難しい

と考えます。しかしながら、民間等の所有物件につきましては、赤平市として残すべき文化財を判断し、いろいろな視点から登録に関しての協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕文化財というのは、生活文化などいろいろ入れても、たとえ思い入れがあるにしても、やはり今の自分があるゆえんなど、国民や市民のアイデンティティーにかかわるものでありまして、国もそれを認めているわけでありまして、ちなみに文化財の保護に関して調べますと、市町村に対する特別交付税において保護を措置するというふうにあります。国の規定に当てはめまして、この措置に当てはまる赤平市の予算についてはどのぐらいになるのか教えていただきたいというふうに思います。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（蒲原英二君） 当市の指定文化財としての地方交付税の特別交付税措置額は、住吉獅子舞が有形無形民俗文化財項目として6万円、棍棒形石器が重要文化財項目として1万円、合わせて年間7万円が措置されております。なお、特別交付税は、実負担額に関係なく基準額が交付されることになっております。

以上です。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕このように文化財を指定したから、赤平市のいろんな保護したりなんかするというので、全く負担がふえるわけではないと、国もそれを重要性を認めておるわけで、要するに指定を受けるだけで金が入ること。金額は微々たるものではありますけれども、そういうことで、もっともっとこういうものを活用するというか、指定をしていってよいのではないかというふうに思いますので、今後も文化財について取り組んでいただけるよう、質問を終わらせていただきたいというふうに思っております。

次に、大綱の3番目、子育て支援についてお伺いいたします。一つは、幼保の一元化について。昨日同僚議員の質問にありましたように、子ども・子育て支援新制度ができようとしておりますが、赤平市の場合、幼保連携型を構想としていただいておりますが、昨日なされましたけれども、この幼保連携というのは幼稚園、保育園の設置場所が離れていても教育的観点から連携、補完し合って幼児の教育、保育を進めていくというふうになっております。それに対して幼保一元化は、幼稚園、保育園が同一敷地内にあり、現行の法制度の中で職員の交流や幼児の交流、施設の相互活用、教育的観点から幼児の教育、保育を進めていく。また、幼保一元化とは、幼稚園、保育園が同位置敷地内にあり、幼稚園、保育園の根拠法、設置基準、運営法、教育、保育の内容基準等が改正されたもとで幼児の教育、保育を進めていくというような、それぞれの定義がなされておりますけれども、赤平市の場合人口の急激な減少において、以前市内各所に無認可の保育園もありました。しかし、既に保育所2カ所、幼稚園1カ所になりました。小中学校の統合の構想などから見ると、文部省、厚生省と所轄は違いますが、行政効率など、また今後の人口がさらに減少する予測動向から見たときに、北海道では東川町が特区として取り組みがなされているようですが、一体化、一元化していく考えを検討すべきではないかと思いますが、いかがでありますでしょうか。さらに、一元化することによって各施設にいる臨時、嘱託の職員の雇用も安定することになるのではないのでしょうか。また、幼稚園教諭免許と保育士の両方の免許を持っている職員を配置することで効率化も図られるのではないかと思うのですが、行政の効率化からすれば検討するべきではないかと思いますが、いかがでありますでしょうか。

○議長（若山武信君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） お答えいたします。幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から本格施行する予定であります、

国は新制度における取り組みの一つとして、幼稚園と保育所のよさをあわせ持つ認定こども園の普及を進めることとしております。道内でも認定こども園は自治体ごとのさまざまな取り組みの中で開設されてきておりますけれども、東川町はホームページで確認したところ、平成14年に4カ所の保育所と幼稚園を統合し、幼保一元化と子育て支援センターの合築施設として幼児センターを開園しております。ここでは、3歳児以上を対象とした幼稚園教育とゼロ歳から5歳児までを対象とした乳幼児保育、さらに地域子育て支援センターで行う子育て支援事業を行っていて、幼稚園児と保育児を合わせ、定員は300人となっております。当市がさきに実施したアンケート調査では、利用したい事業としての認定こども園のニーズは昨日申し上げたとおりでございますが、これからの幼稚園や保育所の運営のあり方につきましては認定こども園も含め総体的に検討し、子ども・子育て会議に諮りながら今後の方向性を見出していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 これはなかなか難しい問題であると思いますが、今後も検討していかなければならないのではないかというふうに思っております。

次に、幼稚園や保育園の支援についてということであります。この幼児教育といいますか、近年全国学力テストの結果などが注目されておりますが、幼児からの教育、学習ということが非常に大事なことであるのではないかなというふうに思っておりますし、この教育というのは親が残すことのできる無形の財産でもあります。このような面からも幼稚園の重要性は大きいものがありますし、また保育園は働く親の子育てを支援するという意味からすると、企業やまちにとってなくてはならないものであります。子育てをしやすいまち、子育てをする親を支援することが人口減少対策の大きな一つの柱にもなるのではないかというふうに思っております。国も、

先ほど言いましたように基本的に幼児教育の無償化を目指しており、そういうことからすると赤平市も前倒しで幼児教育、幼稚園や保育園の無償化に取り組むことができないのでしょうか、こういう点に関していかがお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（若山武信君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） お答えいたします。

近年家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありませんが、こうした家庭や地域での子育て力の低下を解決し、また親の働く条件の違いにかかわらず、質の高い幼児期の学校教育、保育が受けられるよう子ども・子育て支援新制度が次年度からのスタートを予定しているところです。若い世代が安心して子供を産み育てる環境づくりは、国と自治体が一体となって取り組まなければならない重要課題でありますし、それぞれの自治体においてもさまざまな取り組みが行われているところですが、当市でも赤平市次世代育成支援対策地域行動計画に基づき、子育て支援の諸施策をこれまで実施してきたところです。次年度からは、新たな事業計画により、さらなる子育て支援の取り組みを加速させていかなければなりませんけれども、中でも保育所や幼稚園における支援は重要性を増しております。

さきに実施したアンケート調査では、保育料が高い、幼稚園の預かり保育のさらなる充実などの意見が多く見られましたが、国も幼児教育の無償化に向けて平成27年度から段階的に進める方針と報道されておりますので、こうした国の動向もしっかりと把握しながら、かつ市民要望も踏まえた上で当市における子育て環境のさらなる充実に向けてしっかりと検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君）〔登壇〕 国が27年度から段階的にということであれば、赤平市はそれを前倒して実施することも可能ではないかというふうに思っておりますが、予算などを含めて、今後もこの問

題に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ご答弁ありがとうございました。

○議長（若山武信君） 質問順序4、1、きれいなまちづくりの推進について、2、人と人をつなげる観光づくりについて、議席番号3番、植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。ご答弁のほどよろしくお願いたします。

大綱1、きれいなまちづくりの推進について。以前も同じようなご質問をさせていただいたところではございますが、それ以降新しいのぼりの設置などを含めてご対応いただきまして、ありがとうございました。そして、このたびはごみの分別とポイ捨ての防止についてご質問させていただきたいというふうに思います。また、昨日も同僚の議員から同じような質問もございましたけれども、内容が違うというふうに判断させていただきまして、質問を引き続きさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

①、ごみ分別の理解と周知徹底についてご質問をさせていただきます。本年度議会報告と意見交換会におきまして市民の方から寄せられた地域の問題事として、ごみ分別のことが大変多く寄せられてございました。その中には、ごみ収集所にいつまでも分別されていないごみ袋が残っているなど、その対応について大変困っているといったお声がございました。実際にその地域のごみなのか、ほかの地域から置かれているごみなのかということも調査する必要があるかなというふうに感じましたが、分別の仕方をより周知徹底するといったことが重要だなということを感じた次第でございます。

大阪府の吹田市では、ごみの減量や分別の仕方を高めようということで、市内で開催されるイベントにおきましてごみ分別の仕分け体験を市民とともに実践するといったことや、またエコイベント宣言ということで、イベントの主催者がエコイベント宣言

をしたところにはのぼりやごみ分別の回収箱に張りつけるシートなど配付するなど、多くの市民が集う場所で意識感化するといった取り組みをされているところもございます。当市といたしましても、市民が多く集う施設やイベント会場におきましてごみの分別がわかりやすい実際のもを張りつけてあるようなパネルの展示の協力などをして、ごみ分別の理解とさらなる周知徹底が図れるのではないかと感じていますが、そういった対応をどうお考えでしょうか、よろしくお願ひいたします。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） ごみの分別の理解と周知についてお答えいたします。

ごみの分別の理解と周知徹底につきましては、平成15年に中空知衛生施設組合リサイクルクリーンの供用開始から飛躍的にごみの分別が進んでおりますが、市民の方には分別し、指定ごみ袋に入れてごみ減量化に貢献していただいているところでございます。反面、分別されない不適正ごみのごみステーションへの排出により、地域の方にご迷惑をおかけしているところでもあります。対策といたしましては、広報、ホームページ、またあかびらくらしのガイドブックに掲載しているごみの分別と出し方、分別辞典により、わかりやすい内容で周知を図っているところであり、今後におきましてもごみ分別の理解が進みますよう、議員ご指摘ののぼり、パネルの設置などさまざまな手法を研究いたしまして分別の強化を図り、ごみ減量化を推進してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ぜびほかの地域でやっている取り組みなども含めて研究していただけたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

②、ポイ捨て対策についてお伺いをさせていただきます。市内のスーパーやコンビニエンスストアの周辺にポイ捨てされているごみと、さらに路上に無

造作に捨てられていますビニール袋に入ったごみ、またそれが車などにはねられまして、ごみが散乱している光景など見ることがございます。最近町内会の方から、またさらに朝ウオーキングしている方からなども、そういったポイ捨てが多くなってきているところがあるという情報が私のところに寄せられてきてございます。札幌市ではポイ捨て防止条例を設置いたしまして、たばこの吸い殻、空き缶や飼犬のふんなど、そういった全てのポイ捨てしたものを指導員が回ってございまして、そういったことを指導するであったりとか、時には罰金を徴収するといった取り組みがされている地域もございます。

当市といたしましても、子供から市外から赤平に通勤している方、また立ち寄る方々に、幅広い方々にそういったポイ捨ての防止に努めてもらおうという取り組みもしていかなければならないというふうにご実感してございます。市内の小中学生や市外から通勤者が多い企業につきまして、定期的にそういったポイ捨て防止についてのチラシやポスターなどの配布をするなどを進めましてポイ捨て防止に対する意識を高めてもらう取り組みをお考えいただきたく思っていますが、いかがお考えでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） ポイ捨て対策についてお答えいたします。

赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例第41条では、公共の場所への空き缶を捨てる行為を禁止しているところでありますが、公共の場、道路、公園などいわゆるポイ捨てをする心ない人がいるのも事実です。多くの市民はきれいなまちであることを望んでおりますし、市もまた広報、ホームページ、看板等を用い、その防止に努めてきたところであります。そして、ことしも5月30日のごみゼロの日にClean upあかびらを赤平ラブ・リバー推進協会、アイラブ・ロードあかびら推進協会により実施され、多くの市民参加によりたくさんのごみを収集し、きれいなまちづくりに貢

献していただいたところです。市民一人一人が日常生活においてきれいなまち赤平を常に意識できるような環境づくりを念頭に、ポイ捨ては絶対許さないことをチラシ、ポスターの配布などより効果的な手法で取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 そのチラシ自体がごみになってしまうのではないかとこの考え方ももしかしたらあるのかもしれないのですが、実際にそういった情報発信をするということが大切だというふうに思っていますので、やっぱり軽減するためには何らかの形の部分で周知徹底を図っていただきたいというふうに思っています。

それと、私のほうに情報が入ってきている部分では、子供たちのポイ捨ても多くなってきているということは本当によく伺うのです。ですから、その部分での学校との連携した対策づくりというのが必要になってきているのではないかなというふうに考えますので、よろしくお願いたしたいなというふうに思っています。

続きまして、③、市民が連携する情報共有のあり方についてでございます。議会報告会と意見交換会の中で、市民の方からごみに対するマナー違反が多く見られているということの実態の中で、町内会の役員の方であったりとか、ごみステーションを日ごろ管理している方の負担も多く伺いました。そして、その不満やストレスの軽減になることを考える中で、市民の方々がごみに対するマナー違反をしているという実態であったりとか、ポイ捨ての多い場所など、いつもそういった情報を共有して意識しやすい体制を構築することも一つ、軽減していく方向につながるのではないかなというふうに考えまして、またそういったポイ捨てがすごく多い場所であったりとか、無造作にごみが置かれている場所だったりとかというのがだんだん地域の中でもわかってくると思うのです。そういった情報を広報などに掲載し

まして、先ほども提案させていただきましたチラシだったりとかポスターなどにも掲載して、ごみの分別に対して、またそのマナーに対して意識を高めていくというような方向性を見出せるのではないかなと思ひまして、そういった町内会であるとか市民全体からごみのポイ捨て情報というものを聞き出せるような情報共有の仕組みをぜひお考えいただきたく思っているのですが、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 市民が連携する情報共有のあり方についてお答えいたします。

市民が連携する情報共有のあり方については、どのようにして行政と市民が連携していくのか大変難しい問題と認識しておりますが、きれいなまちづくりの推進について、市民の皆様とどのような形でポイ捨て情報を発信し、また情報を共有することができるのか、他市町村の実態も調査しまして研究してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 行政の情報発信のあり方としては、いいところをやっぱり情報発信をしたいとは思いますが、逆の発想で、どうしてもそういったポイ捨ての部分についてはやった人は必ず自分の中では感じているところもあると思いますので、裏の情報発信といいましようか、逆にそういった方たちに少し意識を高めてもらうための情報発信のあり方というのは、いいことばかりも発信してはだめなこともあると思いますので、そういったこともちょっとお考えいただきながら、大変難しい部分でもあるかと思うのですが、ごみに対することでその情報共有するあり方を見出していく中で、ごみに対する、ポイ捨てに対するマナーだったりとか、そういうことも意識を高めていただくというようなことの流れをつくっていただきたいなというふうに感じている次第でございます。

そして、先日議会報告会の中で市民から寄せられた方たちの中でいろいろと、地域の中でもごみをポイ捨てしているだけではなくて、拾っている方もいらっしゃるということなのです。朝、まちをきれいにしましょうということで歩きながらごみを拾っていたりする方たちもいる。そういった方たちにぜひ、市からも感謝状だったりとか、そういったお礼のことも行く行くはあってもいいよねというような話をされていた方もいましたので、そういった情報交換の場にもなるのではないかなというふうに思っていますので、ごみのことについてはこの番号に連絡下さいだったりとか、そういうはっきりした情報交流ができるような番号の提示だったりとかのもの情報発信していただくと市民の方もわかりやすく、そういったところ頼る部分の中で情報が集まってくるのではないかなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

ごみ、ポイ捨てに対しては新しい取り組みをいろいろと提案させていただきましたが、今後そういった市民の意識感化をする部分でぜひ戦略を見つけていただきたいなというふうに思っていますので、今後の活動、取り組みにご期待しています。よろしく願いいたします。

続きまして、大綱2、人と人がつながる観光づくりのあり方についてご質問をさせていただきます。今は、里山とかローカリズムといった地域の個性や、その地域にしかないものを見出す意識、ローカルムーブメントが高まりつつあります。その地域環境を最大限に生かしたプロモーションのあり方、そして究極は人間としての根本的な生活環境のあり方を考えていくといった場をまちづくりを通して提供していくといったコミュニティリビング、誰かがするといった感覚ではなくて、自分たちでまちを生かしていこうといった考え方、そして結局は自主自活した新しい地域経営の方向性を見出すといった地域づくりの時代に入ってきていると思います。

それを今実践している代表的な地域といたしまして、四国の徳島にあります6,000人といった小さな町

の神山というところがございまして、その地域もしっかりと自分たちの地域力を高めて、都心から離れて自然豊かなところで小鳥のさえずりを聞いて、夏には暑いですので、小川に足を入れながらパソコンと向き合うといったビジネス空間を見出すといった大手の企業のサテライトオフィスなどを設置しているところであったりとか、古民家、空き家を改築した中で地域の食材を用いたレストランだったりとかパン屋さん、そして町の中でアートの表現を繰り出す場所を実現したりであったりとか、その6,000人という小さな町に実はいろいろなものを組み合わせて世界各地から人が集まるように、今世界各国、また地域から都心の方々も含めて脚光を浴びている地域がございまして、そしてその仕掛け人の方に先日お会いすることがございましたので、いろいろなまちづくりの仕掛け方とかを聞いてみたところによると、やはり最終的には人が人を呼ぶまちづくりの仕掛けをしていくことが大変重要であるということをお聞きした次第でございます。私もそんなまちづくりのあり方に大変共感する一人でございますので、そういった観点からも質問をさせていただきたく思っています。

①、見学施設の連携と情報発信についてお伺いをさせていただきます。市外の方が当市に訪れた際に、さらに次の場所へと足を延ばしてもらえるような工夫や対策をさらに考える必要があると感じています。実際に市外から当市に訪れた方からよく伺うことなのですが、新聞報道などで赤平市内には工場見学や炭鉱遺産見学などができるということを伺っていますが、どこでそういった情報があるのか、問い合わせやすいのか、なかなかわからないといった声、また市内の飲食店からも、市外の方からそういった情報をいろいろ聞かれるらしいのですけれども、情報がよくわからないので、なかなか伝えてあげていないといった現状があるということも伺っています。見学施設などといいますが、当市の場合は民間所有の施設であったり、自由に見学が許されていない場所もございまして、当市としての魅

力を最大限に伝える観光のあり方というものを考えた場合に、特別な施設の公開日や、さらに市内の飲食店の情報など、市外の方たちが立ち寄る施設のそういった情報を共有しながら、赤平に訪れていただいた方に、例えば自分のところに来ていただいた方が次どこに赤平の見るところがございますかと言われたときにほかの施設を紹介できるといった体制を日ごろから組んでおくことが必要なのではないかなというふうに思っております。そういった情報共有を高めるあり方をぜひ見出していきたいなと思っております。このあたりについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 見学施設の連携と情報発信についてお答えさせていただきます。

市外からお客様が訪れるお店や施設に他の施設やお店を紹介できるような情報の共有を図れないかのご質問だと理解しておりますが、各お店や施設がお互いに情報を共有して紹介し合うということは、集客にもつながり、大変有意義なことであるというふうに考えておりますし、そのために私どもとしてはできる限りの情報提供をしてみたいというふうに考えております。市内の観光施設や飲食店、特産品の情報につきましては、観光協会のホームページに掲載しておりますし、それぞれの場所、連絡先なども記載しております。また、地域おこし協力隊によります商店街通信を発信しておりますことから、各お店の情報を載せるとともに、ホームページの更新を行っておりますので、随時新しい情報の提供ということになっております。先ほど申しましたお店や施設間での情報の共有についても、観光協会のホームページを利用することにより、よりスムーズに行えるのではないかと考えておりますので、ホームページを更新した際には、その旨のメールを各お店などに配信するなどして新しい情報の共有ができるように検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君） [登壇] そういったメーリングリストの構築をしていくといったことがまず今の中では有効的なことかというふうに考えますので、また行政サイドから、観光協会からという情報の発信もあるでしょうけれども、ほかの施設、民間施設だったりとか、市民団体との連携で逆にそういった情報発信をしていただくということも出てくるかというふうに思いますので、関係する方たちが日ごろ情報共有できる場面というのをぜひお考えいただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

②、赤平めぐりのルート紹介についてお伺いをさせていただきます。前の質問にも関連してございますので、引き続きご答弁いただきたいというふうに思うのですが、さらに赤平の魅力を発信し、少しでも多くの方に赤平にとどまっていただけるように、市内の周遊モデルルートをホームページ内に設置いたしまして、3時間、6時間コースといった中で自然散策、アート、彫刻など、炭鉱遺産、飲食店、物づくりのものであったりとか、さらにお土産の買い物できる場所などを組み合わせた、よく観光雑誌とかにもそのモデルコースなどを掲載している部分がございますが、そういったようなものも赤平のホームページの中に提案をされたらどうかというふうに思っております。また、赤平市内の距離感、楽しさを伝える上でも有効なのではないかなというふうに思っております。そしてそうやって3時間、6時間と滞在していただける中でやはり地域の経済効果にもつながっていくのではないかなというふうに思うのですが、先日も市外の方にそういったモデルルートを構築するだけでも赤平の魅力を高めることにつながっていくのではないかとのご提案もいただいたこともございますので、市外からの方たちが赤平をより知れるためのルートの構築というものをぜひお考えいただきまして、ホームページ等の中でも表現していただきたいというふうに思っておりますが、そのあたりはいかがお考えでしょうか、よろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 赤平めぐりのルートの紹介についてということでお答えさせていただきます。

赤平市には立坑を初めとする炭鉱遺産、あとはエルム高原家族旅行村、エルム高原温泉ゆったり、流政之氏の彫刻群であります彫刻公園サキヤマ、あとはオートキャンプ場、日本一の777段ズリ山階段、文豪、国木田独歩が訪れた独歩苑など、市外からお客様の訪れるお店などもありまして、市内外を問わず多くの方に見ていただきたい、訪れていただきたいという場所がたくさんあります。観光協会のホームページにはそれらの観光施設や飲食店、特産品の情報を掲載しておりますので、それを見て、行きたい場所を自由に組み立ててルートをつくることもできます。ただし、初めて赤平を訪れるような方で、どこをどう行けば効率的に回れるのかというようなことを知りたい方のために、今ご提案いただきました例えば1時間でめぐるコースですとか、3時間でめぐるコースなどのモデルケースを紹介するのも観光客にとっては有効であるというふうに考えております。また、そのようなモデルケースを紹介するには観光協会のホームページを利用することになるというふうに考えておりますが、さらに新たなホームページの項目を設けるには費用もかかりますことから、財政的な支援が必要になってまいりますので、来年度に向けて検討してまいりたいというふうに思いますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ホームページは情報が散乱している部分がありますので、もう少し見やすい形の構築というのをしていただきたいなというふうに周りの方たちから聞いて感じているのと、あとは来年度に向けていろいろとホームページの構築を考えるに当たって、観光協会のホームページと行政のホームページの部分は違うと思うのですが、今私が言っているルートの構築をホームページに載せてくださいといったことで、1つのもの

のがふえることによって費用がかさむということを言われてしまいますと、今ホームページを通していろいろ地域に来ている方が多いという実情の中で、情報発信を受けとめて地域を見るという方も多い時代の中で、やはりスピーディーな更新の仕方だったりとか、またさらにSNS、フェイスブックなどを使った情報発信をすぐできるような体制というのを構築しなければいけないかなというふうに思うのです。ですから、そういったスピードの流れの中で赤平の魅力をさらに発信して強めていくということにつながるとお思いますので、そのあたりも含めて、観光協会の事務局としてという立場と行政の情報の発信という立場もあると思うのですが、スピーディーな情報発信のあり方というのをぜひ構築していただきたいなというふうに思っていますので、そのあたりも含めてよろしくお願ひしたいなというふうに思います。また、そんなにお金がかからないでできる方法というのが今すぐあると思いますので、そのあたりもよろしくお願ひいたします。

③、インフォメーション機能についてお伺いをさせていただきます。当市におきましては、まちのインフォメーションがわかりにくいといったことでお声がけをいただく方たちがいます。市外の方が赤平を訪れたときに、また前の質問でもございましたけれども、市内の見学施設などが日ごろから連携体制を保つ上で、市内の情報をわかりやすく聞ける場所をぜひご検討いただきたく思っております。これは、以前にも質問をさせていただいた中でも本当に感じていることではございますが、少しでも交流人口をふやすといった意味でフェイス・ツー・フェイスで会話をするといったことが本当に今大切になってきている部分もございまして、先ほどはホームページのお話をさせていただきましたが、インターネットの世界と実際に顔と顔を照らし合わせているんな情報交流をする人と人とのつながりを大切にするという場、そういった部分を市内の経済効果までにも導くような部分の中で、さらにどんなまちづくりのあり方、観光の情報発信のあり方があるのかという

ことを研究するといった部分、そして赤平が今普通にあるものをさらに魅力として引き出すためのニーズの調査をする意味で、そういったものをまちの中にインフォメーション機能としてぜひ配置をお考えいただきたく思っておりますが、そのあたりはいかがお考えでしょうか、よろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） お答えさせていただきます。

観光案内所のようなインフォメーション機能を持つ場所をつくれなにかとのご質問でございますが、以前にもご提案いただいておりました観光案内所の設置につきましては、費用対効果を考えますと難しいというふうに判断したところでありまして、当面は交流センターみらいに観光パンフレットを置くなどして、窓口にて対応するのが現実的であるというふうに考えております。しかしながら、現在商店街振興といたしまして地域おこし協力隊による商店街通信の発行ですとか、観光協会のホームページを利用したの商店街情報の発信をしております。今後は空き地、空き店舗対策にも取り組む予定でありますことから、例えば商店街の魅力を伝え、町なかに人が集う場所をつくり、そこに観光のインフォメーション機能を持たせるということもできるのではないかなというふうに考えております。いずれにしましても、単独の観光案内所ではなくて、人が集まるような場所にあわせてインフォメーション機能を持たせたり、または情報端末機器を用いたのインフォメーション機能ですとか、そういうふうなことを利用しまして観光情報を発信できないかというふうに検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 前向きにご検討いただけるということで力強く思っておりますが、この何年か冬に、やすらい通も今大変空き家というか、あいているスペースが多くなってきているのですけれども、冬にがんがん鍋祭りというのを数

年市民の方がいろいろと取り組まれている中で、日ごろ余り人の交流がない中で、そういうふうな場所をつくると結構人と人との会話もすごく生まれて、交流というものはこういうところから生まれてくるのだなというふうに思いますので、あえてそういった場所をつくるということもその地域をより明るく活気づけるための一つの工夫なのだというふうに実感させられた部分もございましたので、人を1人配置して、その経済効果はどのなのだといった部分もあるかと思うのですが、より有効的な場所を見出すためにもご検討いただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（若山武信君） 暫時休憩いたします。

（午前11時48分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序5、1、公共施設等総合管理計画の推進について、2、元気な高齢者の社会参加促進について、3、消費者教育の充実について、4、赤平市子ども・子育て支援事業計画策定について、5、安心の生活水確保について、6、森林環境教育の推進について、議席番号6番、五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、昨日数十年に1度と言われる災害に備えて北海道で発令された特別警報も解除され、その中でも土砂災害、また火災などが発生し、被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。また、8月は台風や大規模土砂災害など多くの災害が全国でありました。お亡くなりになりました方々へのご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入りますので、よろしくお願い申し上げます。件名1、公共施設等総合管理計画の推進について、①、計画策定について。昨年6月に閣

議決定された日本最高戦略に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において同年11月にインフラ長寿命化基本計画が取りまとめられました。一方、地方自治体では、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える中、地方財政は依然として厳しい状況にあり、さらに人口減少による今後の公共施設等の利用需要の変化が予測されるため、自治体施設全体の最適化を図る必要があると思います。本年4月に総務省では公共施設等総合的かつ計画的な管理の推進についてと題して、各都道府県知事などに対して計画の策定要請を行ったようであります。また、本計画についての記載事項や留意事項をまとめた公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針を地方公共団体に対して通知されていると伺っておりますが、昨年10月に総務省が行った公共施設マネジメント取り組み状況の調査結果が本年5月に発表されました。それによりますと、基本方針を策定、また平成26年度までに策定予定の団体割合は全体で25%程度であり、特に指定都市以外の市区町村での割合が低いとされております。また、管理計画を策定することにより、施設の老朽化の度合いや維持管理費用が予測できると思います。それにより、施設の修繕、改修や処分、統廃合の計画が立案でき、予防保全による施設の長寿命化を図り、将来的な財政負担の軽減にもつながるのではないかと思います。

そこで、当市においても公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って更新や統廃合、そして長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担の軽減と平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等総合管理計画の策定を推進する必要があるのではないかと思います。当市の計画策定はどのように考えておられるでしょうか。当市は、これまで国に先駆けて公共施設等の統廃合を進めてきた経過がございますが、今後の取り組みなど含め、お考えを伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 公共施設等総合管

理計画につきましては、平成26年4月22日に公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について総務大臣通知によって策定に取り組むよう要請を受け、さらに当日付で総務省において公共施設等総合管理計画に当たっての指針が示されているところであります。我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては厳しい財政状況が続く中、今後人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要と言われております。指針の中では、老朽化の状況や利用状況を初めとした公共施設等の状況、総人口や年代別人口についての今後の見通しとして30年程度が望ましい、公共施設等の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等を記載することになっており、計画期間は10年以上、計画策定に要する経費については平成26年度から3年間にわたり特別交付税で2分の1を措置、計画に基づく除却費については一般単独事業債を借り入れることができることになっております。

そこで、当市の実情に照らし合わせた場合に、特に平成18年度に策定したあかびらスクラムプラン以降人口規模に見合った公共施設の適正配置や行財政改革の一環として平成20年には赤平市公共施設改革、平成24年には遊休公共施設等整備計画を策定し、既に文化会館を初め、数多くの公共施設の統廃合を実施してきており、国からの要請や指針が示される以前から公共施設等の適正配置に取り組んでいる状況であります。

また、国立社会保障・人口問題研究所の平成25年3月の推計によりますと、赤平市の2025年の人口は8,441人、2040年の人口は5,296人と示されておりますが、第5次赤平市総合計画の実施計画についても人口減少や国の動向等を含めた問題から10年先の財政状況を的確に見通すことができないため、5年単

位の前期と後期に分けて策定している経過もありまして、総務省の指針に基づく10年以上の計画で充当可能な財源を見込むことは非常に難しい状況です。しかし、平成27年度に予定している新たな財政健全化計画につきましても、既に広範囲にわたる行財政改革を実行してきたため、将来の公共施設等のあり方が大きな課題となってまいりますし、学校統合や幼稚園と保育所の一体化の協議など、新たな変化や課題も発生しておりますので、国の要請に基づく期間内で財政健全化計画と整合性を図りながら公共施設等総合管理計画を策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ありがとうございます。ただいまお答えいただいて、それぞれの計画や改革をこれまで推し進めてきた状況の中ですけれども、今後の人口減少を鑑みれば、人口定着のための施策、またそれを実現させる上で、公共施設などの考えでは子育て環境あるいは学校施設、町内会館など含め、これらを整えていく中で今回は小さなまちでも充実した公共施設のあり方を考えるよい機会と捉えて、ぜひ進めていっていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、件名の2、元気な高齢者の社会参加促進について伺います。①、ボランティア活動について伺います。8月31日は赤い羽根共同募金のチャリティーがあり、高齢者の皆さんで役員などを含め張り切ってお手伝いされ、活躍されておりました。今後高齢化が急速に進展する中、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が安心して暮らせる地域社会をつくり上げていくことが極めて重要な課題となっていると思っております。そのためにも、住みなれた地域で自分らしい生活を継続するためのサービスを充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築へ向けた国、自治体の連携による取り組みがまた求められていると思っております。一方、元気な高齢者については、要介護にならないための生

きがづくりや社会参加促進施策など介護予防につながる施策を展開する必要があります。その際地域の実情や特性を踏まえ、関係機関等がよく連携をとりながら進めることが重要になると思っております。

そこで、現在高齢者が地域でボランティア活動に従事することによって高齢者の社会参加や地域貢献を促すとともに、高齢者自身の介護予防につながるとして大いに期待される取り組みを推進している自治体がございます。現在取り組まれている事例として、高齢者の介護支援ボランティアと呼ばれているもので、介護予防を目的とした65歳以上の高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等でボランティア活動を行った場合に自治体からポイントを付与するもので、たまったポイントに応じて商品との交換や換金のほか、介護保険料の支払いに充て、保険料の軽減に利用できる自治体もあります。その際財源としては、自治体の裁量により地域支援事業交付金の活用が可能のようではありますが、いずれにいたしましても当市の一人世帯で自宅において生活している人数は現在70歳代で620人、そして80歳以上では833人と伺っておりますが、一人世帯は増加の傾向にあると思っております。その中には体調を崩し、倒れていてもほかの人に気づかれないで何日かそのままの状態にいる方もおります。今後地域での見守りの必要性も考慮して、元気な高齢者の社会参加を奨励する意味において、何らかの形で、有償も含め、活動の励みになるような取り組みについてお考えを伺いたいと思っております。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英） お答えいたします。

戦後日本の経済成長により、生活水準の向上、医療体制や医療技術の進歩、健康増進等により平均寿命が延伸され、世界に名立たる長寿国となっております。人生90年代を前提とし、生きがいを持ち、社会活動をしている人や、したいと思っている人たちの誇りや尊厳を高めるとともに、意欲と能力のある高齢者には社会の担い手となって活躍してもらうこと

が人口の減少している時代には必要とされてもいまずし、無理のない範囲での活動が自身の健康維持や介護予防にもつながると考えられています。

また、独居高齢者や高齢者のみ世帯の比率が高い本市にありましては、日ごろの見守りや支援を必要とされている方も多数いることから、それらの方々への支援の一部を担っていただくことは、受ける側にとりましても同年代の方々であるため話も合い、安心感もあるのではないかと思います。第6期介護保険事業計画の策定に当たりまして、日ごろ高齢者の支援に当たっている介護支援専門員に対するアンケート調査を行いました。高齢者の支援として介護保険サービス以外に何が必要なのかとの問いに対しましては、ボランティア、地域の方々による見守り活動、高齢者宅を訪問して話を聞く傾聴ボランティア、ごみの分別とごみ出し、病院の付き添い支援などが挙げられ、これらの支援があると高齢者が住みなれた地域において長く生活を続けていくことが可能になるとの回答をいただいておりますので、それらの支援に高齢者の方々にもボランティアとして参加していただくことが大きな助け合い、支え合いにつながると考えています。

そこで、ご質問にありましたボランティアポイント制、さらには有償ボランティアの制度の導入につきましては第6期の介護保険事業計画におきましてNPOやボランティアの活用を進めるとの方針も盛り込まれていますので、どちらの制度を導入するか判断は現時点はしておりませんが、何らかの制度を導入する必要性は感じておりますので、引き続き導入に向け、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕何か前向きなお答えをいただいたような気がするのですがけれども、確認したいのですが、ボランティアポイント制度あるいは有償ボランティア含めて、そのいずれかの制度導入に対して引き続き導入に向けての検討していきたいというふうにただいまございませ

たけれども、このことは今後いずれかの制度を実施していくというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英） お答えします。

赤平市では社会福祉協議会がございまして、その中にボランティアセンターが配置されております。その中ではボランティアの育成や取りまとめ、調整など種々活動していただいておりますので、それら社会福祉協議会ボランティアセンターと連携を図りながら事業に取り組んでいきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 よろしく願いいたします。

では次、件名3、消費者教育の充実について伺います。①、消費者教育の推進計画の策定について。近年ネット社会の進展に伴って、消費者トラブルが相次いでいます。高度情報化、グローバル化が急速に進み、消費者生活環境が多様化、複雑化している中で子供や若者が一人の消費者として安全に自覚的に行動できるよう、早期からの消費者教育を充実させることが喫緊の課題となっております。昨年6月に政府が閣議決定した消費者白書によりますと、13年度は全国の消費者センターなどに寄せられた消費者トラブルの相談件数が約92万5,000件と9年ぶりに増加に転じ、42都道府県で12年度を上回る結果となっております。消費者庁は、65歳以上の高齢者の相談件数が前年度より5万3,000件多い26万7,000件と、さらに人口の伸びを大幅に上回るペースでふえているのが大きな要因と分析しております。そのほか、未成年に関する相談件数が2010年度以降毎年度約2倍のペースで増加していることも問題となっております。最近では、子供が親のクレジットカードを無断で使用してゲームのアイテムを高額購入していたといった課金に関するものが多数寄せられており、国民生活センターが注意を呼びかけている現状

であります。2012年に施行された消費者教育に関する法律では、市町村の努力義務とされている消費者教育の推進計画の策定についてであります。ふえ続ける消費者被害の防止や消費生活の安定と向上を目的として取り組むべきと思いますが、お考えをまず伺いたいと思います。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 消費者教育推進計画の策定についてお答えさせていただきます。

2012年12月に消費者教育の推進に関する法律が施行され、翌年6月に消費者教育の推進に関する基本的な方針が閣議決定されております。この法律は、消費者教育が消費者被害を防止するとともに、消費者がみずからの利益の擁護及び増進のため、自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者教育の機会を提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的に制定されております。この法律の第10条には、都道府県及び市町村は消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならないと規定されております。現在都道府県の策定状況としましては、本年7月1日現在11の都道府県で策定済みとなっておりますが、北海道は現在ございます北海道消費生活基本計画を兼ねることとしておりまして、現計画の次期改定に合わせて検討することとなっております。市町村の計画につきましては、基本方針及び都道府県の計画が定められているときはその計画を踏まえて策定することとされておりますことから、本市といたしましては、北海道の消費者教育推進計画が作成されましたなら、本市の状況を勘案し、北海道の計画との整合性を考慮しながら赤平市消費者教育推進計画の策定について検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 わかりました。

ただいまのお答えですけれども、北海道の計画策定に合わせて検討していくということですので、そこで北海道としての消費者生活基本計画の次期改定に合わせて、要するに消費者教育の推進計画を検討していくということなのだと思うのですが、道の消費生活基本計画は平成22年度から平成25年度ですので、閣議決定は25年6月ですから、既に26年度から北海道も取り組んでいこうと考えればできたと思います。そこで、当市の消費者を守っていく観点からも市担当として道に対して声を上げていってもよいのではないかと思いますけれども、この点どうですか。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） おっしゃるとおり、消費生活基本計画については26年4月に改定ということになっておりますが、その前年に国の法律が制定されております。ただし、北海道においても条例の制定をしなければ計画を策定できないということがありますので、次期改定は31年4月ということになるかと思いますが、北海道のほうでは前倒しでやるようなお話も伺っておりますので、道と連絡調整しながら我々も道に合わせて計画策定ということで努めていきたいと思っております。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ぜひよろしく願いいたします。

次、②の子供たちへの消費者教育の取り組みについて伺います。前段で申し上げたことを踏まえ、インターネット、携帯電話などの金銭トラブル含め、子供たちも一人の消費者として消費者教育が必要ではないかと思いますが、お考えをこの点お願いいたします。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（伊藤嘉悦君） 子供たちへの消費者教育の取り組みでございますが、議員ご指摘のとおり、最近ではインターネット、携帯電話等の普及によりまして、ゲームのアイテムの高額購入など子供を巻き込んだ金銭トラブルが増加しておりま

す。このことから、子供たちに対する消費者教育の必要性については我々も認識しているところではあります。2004年に改正されました消費者基本法により、消費者基本計画が策定され、重点項目として学校や社会教育施設における消費者教育が挙げられました。これを受けまして、2008年3月に小中学校学習指導要領が、翌年3月には高等学校学習指導要領がそれぞれ改定されまして、消費行動の複雑化、多様化を踏まえ、児童生徒が消費者としての自覚を持ち、主体的に行動ができるようにするという観点から、消費者教育に関する内容の充実が図られております。具体的には、小学校家庭科では、物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えること、身近なものの選び方、買い方を考え、適切に購入できること、中学校公民では、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気づかせること、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政について学ぶこと、また中学校技術家庭科では、自分や家庭の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解することなどが主な内容となっております。しかしながら、児童生徒に対する消費者教育は学校だけに任せるのではなく、学校と連携して講師を派遣して出前講座を開くとか、消費者団体による実際にあったトラブルの事例紹介など、児童生徒を守るために家庭も含め地域全体で取り組むことが必要であると思っておりますので、他市の事例なども参考にいたしまして検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ぜひ将来の子供たちが賢い消費者に成長できるように、関係部署とも連携して取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次、件名4の赤平市子ども・子育て支援事業計画の策定について伺います。①の進捗状況と今後の取り組みについて伺います。まず、この点は簡潔に伺いたいと思っております。本市では、国の制度改正にあわせて、赤平市子ども・子育て支援事業計画策定を目

指し、赤平市子ども・子育て会議条例が昨年9月20日に施行されました。本市の子ども・子育て施策に期待をされている会議であります。市のホームページにこれまでの取り組みや今後の進め方など公表されておりますが、アンケート調査などを踏まえ、その進捗状況と今後の取り組みについて、さらに課題も含め伺いたいと思っております。

○議長（若山武信君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） お答えいたします。

本市では、子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けまして、赤平市子ども・子育て支援事業計画の策定作業を進めているところでありますが、この計画は幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援事業についての需給計画となることから、その基礎資料とするため、子育て当事者の方を対象としたアンケート調査を実施し、その結果については昨年度の子ども・子育て会議の実施状況とともに市のホームページで公表をしているところです。平成25年度では、計2回の子ども・子育て会議を開催し、1回目は子ども・子育て支援新制度と当会議の果たす役割、アンケート調査を実施することなどについて説明をし、2回目は保育所、幼稚園、児童館の運営状況とアンケート調査の集計結果、今後の推定児童人口と必要事業量の見込みなどについて報告を行ったところです。計画策定に向けての今後の取り組みですが、現行の子育て支援計画である次世代育成支援対策地域行動計画の検証と個別事業ごとの進捗状況や積み残した課題の整理をし、さらには今回のアンケート調査の結果も踏まえながら新規、継続事業も含めて赤平市子ども・子育て支援事業計画の中で示していきたいと考えております。なお、今回実施したアンケート調査における自由意見の中では、保育料の負担軽減、保育料多子軽減の対象児童の拡充、幼稚園の預かり保育のさらなる充実、通級学級の開設などの要望が多く見られましたので、本市の財政状況等も勘案しながら、こうした要望に応えられるかどうか検討していきたいと考えております。

また、今後の策定作業の進め方ではありますが、庁

内に設置する少子化対策プロジェクトチームで協議を再開し、今月から月1回のペースで子ども・子育て会議に諮りながら、年内には事業計画の骨子案をまとめていきたいと考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ただいまのお答えでは、理解は一応いたしますけれども、今後の策定作業の進め方でありませうけれども、少子化対策プロジェクトチームと協議を再開すると、またそれを踏まえて年内に事業計画の骨子案をまとめていく考えをただいま示されましたけれども、アンケート調査の結果を踏まえれば、新年度の予算に間に合わせる施策もあるのではないかと思いますので、ここは少し気になるところでもあります。来年は地方統一選挙があるため、新年度予算は骨格予算だとしても人口減少対策の取り組みのためにも子育て環境を整えていく施策はスピード感を持って取り組むことが急務であると思っております。この点申し添えておきますので、よろしく取り組んでください。お願いいたします。

次、件名の5、安心の生活水確保について伺います。①、住吉地域の生活水について伺います。今年度の議会報告会で住吉地域へ行ってきました。その中で話題の一つに、生活水については鉄分が多いために除鉄をして使っているとのことですが、市長初め行政の皆さんは既によくご存じのことと思います。そこで、地域の方は、自分たち親の代は今の生活水でなれたからいいにしても、子供たちはそうはいかないのだということでありました。農業の後継者不足の課題の一つが住吉地域にとっては水問題でもあり、生活に欠かせない上下水道ですが、下水については浄化槽設置に補助金の手当てがされておりますので、あとは飲み水の浄水部分を解消していく努力が行政に求められているのではないかと思います。そこで、住吉地域は現在39世帯92人が生活されていると伺っております。今後地域の産業育成や人口定着を図る上からも、安心の生活水確保に

向けて課題解決の取り組みを進めるべきと思いますが、お考えについて伺います。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） お答えいたします。

住吉地域の生活水につきましては、水道給水区域外にあることから、長年地域の方には井戸水を生活水として利用していただいている、そのような状況であります。ご質問のとおり、鉄分が多く、飲み水として利用する際大変ご苦労されていると伺っているところでございます。井戸の設置箇所により水質、水量などにばらつきがあるようですので、市といたしましても地域の方に対する聞き取り調査を含めまして、安心、安全な井戸水の確保に向け、加えまして地域の産業や人口定着の観点に立ちまして生活水の実態調査を計画してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 生活水の実態調査をしていただけるということですので、一歩前進したと答弁を受けとめましたので、ありがとうございます。現在は個人で井戸水などの設備をして生活水にされている状況ですので、実態調査を踏まえて今後の地域産業の育成や、あるいは人口定着を図る上からも、この住民要望にも応えられるように安全、安心な生活水環境の整備に取り組んでいただきたいことを申し添えておきますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

次、件名6、森林環境教育の推進について伺います。①、森林の学習について。林野庁では平成14年度の森林・林業白書で初めて明文化された森林環境教育です。環境や資源に限りのあることが認識されつつある今日ですが、循環型社会の構築が求められる中で、地球温暖化防止など森林の多面的機能や森林資源の循環利用の必要性などに対する理解を醸成するため、森林内での多様な体験活動などを通じて人々の生活や環境と森林との関係について学ぶ機会を子供たちへ提供していく取り組みは、今日の社会

環境の中では重要なことであると思います。特に青少年をめぐるさまざまな問題が深刻化しており、子供たちの豊かな人間性や社会性を培っていく観点から、自然体験等の多様な体験活動の重要性が指摘されています。さらには、日常活動がさまざまなストレスを抱える中で、安らぎを与えてくれる森や木材を暮らしの中に取り入れていこうとする今日でもあります。森林環境教育は、森が持っているさまざまな機能の価値や意義を単に知識として理解するだけではなく、自分の行動自体を見直して改善や行動につないでいくことを重視しているようでもありますので、児童生徒は未来に向かって大切な人材であります。子供のうちに自分の生活と森林とのかかわりなど、貴重な学びの機会を体験させていくことについてどのように考えられるでしょうか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（若山武信君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） 森林学習について答弁させていただきます。

近年地球温暖化防止や生物多様性の保全、森林の持つ多面的な機能に対する関心が高まっております。森林内でのさまざまな体験活動などを通じて、人々の生活や環境と森林との関係について理解と関心を深め、森林環境教育の機会を子供たちに提供していくのが重要であり、国も国有林野事業等で森の子らぶ活動推進プロジェクトなどを実施しております。内容につきましては、次代を担う子供たちの森林環境教育を推進するとともに、学校外での森林体験活動を通じて子供たちの生きる力を育むため、子供たちが森林に出会い、森林に興味を持ちながら森林でのさまざまな体験活動を行う機会を広く提供するプロジェクトを林野庁と文部科学省との連携によって実施しています。また、道の出先機関であります空知森林室では、小学校などから依頼を受け、授業目的及びその学年に合った木育活動や森林教室を数多く支援されております。本市といたしましては、教育委員会及び各小中学校に対しましては森林管理局、森林管理署の支援活動を積極的に活用して

もらえるよう広く情報を提供してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君）〔登壇〕 理解いたしました。森林のこの学習では、国では林野庁、また文部科学省の連携でさまざまな体験学習を実施しているということでもありますので、理解いたします。

ここで、北海道の出先機関の森林室では学校からの依頼があれば木育活動や森林教室で支援しているということでもありますので、そういった事業であれば財源は当市の負担はないと伺っております。ぜひ国と同じように、教育委員会とも連携して、今日の社会環境の中で心豊かな子供たちを育む観点からも実施していただけるよう、連携とってよろしく取り組んでいただきたいことをお願い申し上げます。

以上、質問を終わります。

○議長（若山武信君） 質問順序6、1、元気な自治体を目指して、2、防災対策について、3、教育環境整備について、4、社会教育の拡大について、議席番号4番、竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 通告に基づきまして、質問させていただきます。一般質問者最後となりますが、ご答弁のほどよろしくようお願いいたします。

それでは、大綱1、元気な自治体を目指して、①、人口減少対策について、ア、住環境整備の今後についてお伺いいたします。当市の人口減少は予想を上回る速さで進んでおり、平成30年の目標人口1万1,600人と定めているところ、平成26年9月現在で1万1,444人と既に下回っております。減少率も、平成21年から23年までは2%後半の見込みが3%前後と率の高さが見られます。そこで、大綱に挙げていますとおり、元気な自治体を目指し、人口減少対策として3点について質問いたしますが、最初にアの住環境整備につきましてはマスタープランを基本に進められており、住友福栄団地、茂尻団地と着実に風呂なし住宅の改修に取り組んでいただいておりますが、住民の高齢化などにより、住宅に風呂なし環境

は大きく不便になってきております。現在は対策として浴場への送迎などで対処しているようですが、今後ますます進む高齢化と、避けては通れない冬期間の生活には出足も鈍り、清潔保持に影響を及ぼしかねません。そこで、大きく残る文京、豊丘地区の風呂なし住宅の整備につきまして今後どのように進む予定なのかお聞かせください。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 住環境整備の今後についてお答えをさせていただきます。

公的住宅の整備につきましては、これまで住宅マスタープラン等を基本に団地の集約、戸数の縮減等を図りながら住環境整備に努めてきたところでありますが、今年度は現計画の見直しとなる住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画を策定中でありますので、その中で今後の建替事業等についても検討しているところであります。現在公営住宅建替事業として茂尻第1団地を進めておりますが、当初計画では平成33年度まで7棟72戸の事業計画でありましたが、移転対象者の減少から計画の見直しを要するため、対象者に対し、個別に意向調査を行っており、その結果等も踏まえ、事業の見直しを検討中であります。茂尻第1団地終了後は、風呂なし市営住宅が残る文京、豊丘地区の整備に向けて検討しており、対象団地となる吉野団地、緑ヶ丘団地、若草団地及び旭団地の全64棟284戸に現在入居されている111世帯の方々に対して、今後の建替事業等の参考とするため、住まいに関するアンケート調査にご協力をいただいておりますので、その結果をもとに、これからの人口減少、少子高齢化を踏まえたこの地区における住環境整備のあり方を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたく、お願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま計画の見直し年で策定中とのご答弁でしたけれども、どのような見直しがなされていくのかなというふうに感

じるところでございます。現在の計画が立てられ、実施され出してから年数もち、高齢化が進み、ひとり生活の高齢者もふえております。3階、4階建ての家族向けの生活空間のお考えだけでは当市にだんだんそぐわなくなっているのではないかなというふうに思いますし、見直しの内容の方向性で何かお聞かせいただける点がもしあれば、お聞かせいただければなというふうに思います。お願いいたします。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 先ほどお答えしましたように、今アンケート調査を実施しておりまして、結果を集計しているところでございます。その結果を参考にしながら、これからの例えば建てかえをするに当たってはどのような住宅が適当なのか、その辺をこれから検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ありがとうございます。アンケートをとってからということで、今後進んでいく高齢化、地域性などもお考えの中に含まれていただけるのではないかなというふうに思いますので、十分考慮していただいて、アンケートに沿った策定を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、イ、少子化改善に向けてについてお伺いいたします。当市の人口減少につきましてはさきに述べましたが、その中でも18歳未満の割合は人口に対して約1割ぐらいたと思います。そんな中でも、当市の少子化対策として中学生以下の医療費無料化、学童保育の預かり時間延長、社会教育、体育施設の利用料の無料化、インフルエンザ予防接種の助成などさまざまな施策を展開しております。しかし、働き世代の方々が当市に移住、定住を考えていくためには、安心して働ける環境整備だと考えます。現在赤平子ども・子育て会議の進行の中でもさまざま検討していただいていることと前の議員の質問でも聞きましたけれども、あえて以前にもほかの議員

さんから質問があった病児、病後児保育についてお伺いいたします。現在共働きの家庭も多く、ましてやひとり親の場合、仕事を休むことの難しさがあり、子供がいるとなかなか定職につけず、安定した生活が望めない環境ではないかと思えます。そこで、この病児、病後児保育の環境を整えば、仕事にも集中し、子育てもしやすくなるのではないかと思えますが、当市での整備が可能かどうかお聞かせください。

○議長（若山武信君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） お答えいたします。

国が進める子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業の大きく給付と事業の2つの項目に分かれ、給付の主なものとして認定こども園や幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付が創設され、事業の主なものとしては延長保育事業や病児、病後児保育事業、放課後児童クラブなどが掲げられています。病児、病後児保育事業に関するご質問ですが、児童の病気が回復期に至らない場合や回復期に当該児童を病院や保育所などに付設された専用スペースにおいて一時的に保育する事業などのことをいい、先ほど申し上げました地域子ども・子育て支援事業の中の一事業として位置づけをされております。この事業の検討状況であります。町内に設置をしました少子化対策プロジェクトチームで平成23年度から市立病院内の事業実施を最優先に検討を重ねてきましたが、先行して実施をしている自治体の状況から見て、利用者が少ないことが見込まれる中、国の補助事業として認可されるためには、専任の看護師や保育士の配置が必要であり、事業の実施場所としては病院、診療所、保育所等に付設された専用スペースまたは本事業のための専用施設であることなどが条件となってまいります。したがって、現状の保育士確保にすら苦慮している状況では実施不可能との結論に達しております。ただし、就学前児童を対象としました今回のアンケート調査では約3割の方が利用を希望しておりますので、今後も継続的に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 国の補助事業として認可されるためにはさまざまな要件があつて、今の当市にはなかなかそぐわないという見解と捉えさせていただきましたが、アンケートで3割の利用希望者がいるので、今後も検討していただけるという答弁でしたので、期待いたしたいというふうに思っています。

しかしながら、人口減少のスピードをおくらせる対策としても、やはり移住、定住の対策が必要かというふうに私も思いますし、午前中の同僚議員さんの言っていた、ほかに先駆けた目玉施策なども、大きな呼び込み施策があつてもいいのではないかなというふうに思いますし、さきの議員の質問の中にも子育て環境を整えるにはスピード感が必要ではないかというようなことも言っていましたので、どうか検討をしていただいて、お願いしたいというふうに思います。

続きまして、ウの市民サービスの向上についてお伺いいたします。現在コンビニの普及率もぐんぐん伸び、当市にも市内各所に点在しております。平成24年にも同様な質問がほかの議員よりあり、答弁も見てきましたが、さきのイの質問と同様に働き世代への移住、定住を促進する一つ的手段として住民票などのコンビニ交付ができないもののでしょうか。また、窓口延長なども仕事終了後に対応ができるとしたら働き世代に受け入れられるのではないかというふうに思います。

以上2点について、当市では可能かどうかお聞かせください。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 市民サービスの向上についてお答えいたします。

コンビニエンスストアの住民票等の交付につきましては、実施に当たり初期投資に多額の経費もかかることなどから9月1日現在全国88の市町村区が実施しているにとどまっており、北海道では音更町と

ことし4月1日より実施しております江別市のみの実施となっております。また、窓口延長につきましては、年度末、年度初めの実施、指定された日の実施などさまざまですが、近隣では滝川市が土日を除く年度末、年度初めの6日間、午後7時まで実施しているところであります。当市につきましては、平成6年1月に土曜閉庁に伴いまして土曜日みの電話予約による住民票等の交付を行っていましたが、平成11年10月に交流センターみらいにおいて端末を設置し、市役所閉庁後も住民票等の交付を行っていましたが、利用者数の減少、財政状況の悪化等により取り扱いを中止した経過がございます。現在に至っておりますところではありますが、今後も市民サービスの向上に向け、議員ご指摘のコンビニ交付及び窓口延長につきましても費用対効果を念頭に置きながら、よりよいサービスが提供できますよう、他市町村の状況も調査しながら研究してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいまご答弁いただきましたが、やはり費用対効果を考えなければいけないなというふうに思いますけれども、先ほどのイの質問でも言いましたが、先駆けた何か目玉施策などの大きな呼び込み施策もやはり必要だというふうに感じるところもありますので、他市町村の状況を調査しておっしゃっていましたが、他市町村とは違う何かがないと呼び込めないところもあるかなというふうに思いますので、今後の検討にご期待いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、大綱2、防災対策について、①、拠点の確立について、ア、市役所庁舎の耐震化についてお伺いいたします。この庁舎につきましては、新耐震基準以前の建築物とお聞きいたしました。現在ニュースを聞くと、突然の集中豪雨、土砂崩れ、河川の氾濫等、少し前は北海道には遠い話かとも思っていました、きのうもそうでしたが、赤平もそういう対象に入ってきているのかなというふうに感じ

ますが、最近では道内でも災害の被害に遭われている地が多くなっています。赤平も災害の少ない平穏な地域と感じていますが、災害は突如訪れると思います。そんなとき一番頼りにすべきこの庁舎が一番に崩壊してしまつたら、情報の発信基地となるべきとする庁舎がなくては市民の皆さんはどこを頼りにするでしょうか。各小学校の耐震化も終え、病棟改築に取りかかり、消防署にも取りかかれる準備に入りました。現在は中学校建築の検討を進めていることと思いますが、先ほども言いましたが、災害は突如訪れます。庁舎の耐震化対応についてお考えをお聞かせください。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 市役所庁舎の耐震化についてお答えいたします。

庁舎は、災害対策本部の設置など災害時の防災拠点としての役割を求められますが、赤平市耐震改修促進計画にございますとおり昭和56年度の建築であり、新耐震基準以前の建築物でありますことから、大地震に対する安全性に不安があり、耐震診断を行い、その結果によってはその耐震化が必要であると考えておまして、また同時に災害時の業務が維持できますよう太陽光発電等再生可能エネルギーの導入や非常電源の強化、さらに地階にある電算室を1階に移設など、整備が必要と考えているところでございます。現在同様に耐震改修促進計画に掲載しております小学校の耐震化も済み、老朽化の著しかった市立病院病棟や消防署の改築に取りかかっており、さらに統合中学校の建てかえも検討しているところでございますが、これらの課題が整理されましたら、庁舎の改修には多額な費用がかかると見込まれますが、交付税措置のある地方債の活用など有利な財源の確保とともに、具体的に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま答弁いただきましたが、山積みの課題の整理がされてか

らという予定なのかなというふうに受けとめました。確かに多額の費用がかかることと思いますが、災害を受けてしまった各地のテレビ放映を当市に置きかえてみると不安な要素があり、とても心配になるところでございます。市内各地で被害を受けたとしても、どんと庁舎は揺るがず、拠点となり、構えられる。災害が少なく平穏な地域だからこそ、いざというときには大惨事になってしまうのではないのでしょうか。どうか一日も早く安心できる環境に整備していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、イの平岸地区の早期対応についてお伺いいたします。平岸地区の防災の拠点としましては、旧平岸小学校が該当だったと思います。統合により小学校としての活動がなくなり、いざというときの対応に不便が生じないのかと住民の皆さんからも不安の声をお聞きします。旧平岸小学校は、今後も地域の防災の拠点や地域の活動の場として利用できる環境になるのか、今後の対応についてお聞かせください。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 平岸地区の避難所についてのご質問でございますが、平岸小学校は廃校となりましたが、他に大人数の避難者を受け入れることが可能な施設が見当たらないことから、避難所としての利用は継続していくよう検討しているところといたしまして地区の住民の方々には説明させていただいておまして、現在も施設の電気は使用できるようになってございますし、水道も飲用としては長い間使用しておりませんでしたので困難ではありますが、もちろん飲用以外では利用でき、電話回線もそのままございまして、運動場の暖房機も使用できますので、避難所として利用できる状態にあります。施設の活用方法につきましては地域の方からも要望が来ておまして、そのことも含め総合的に検討している最中でございますが、決定するまでの間教育委員会で冬期間の除雪等管理をしていくこととしているところでありまして、災害の規模等に鑑み

て、必要に応じ、児童センター等他の公共施設の活用も考えられますが、旧平岸小学校につきましては災害備蓄品の保管について地域の方々からのお話もあり、飲料水や非常食を初め生活用品、救助資機材等の備蓄も進めていきたいと考えてございますし、グラウンドにつきましてもこれまでどおり一時避難場所として利用していきたいと考えております。また、災害時における平岸地区の防災拠点としてその役割が望まれますことから、そのことも踏まえまして十分に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくご理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 答弁をお聞きしまして、避難所として、地区の活動の場として前向きに検討していただけると理解させていただきました。いずれにしても、利便性のよい地域の方々が変わらず利用できる環境として整えていただけたらというふうに思います。と同時に施設、グラウンドの管理も滞らず、何かあったときはスムーズに対応できる状態であるようお願いいたします。

その平岸地区も含めた、きのうもお話にありました全庁的なハザードマップについてですけれども、とてもよいものが改訂して再点検していただけたというふうにお話がありました。ぜひ市民の皆さんに周知していただき、常に目につき、意識できるような対応が必要ではないかというふうに思います。その周知徹底、配布方法とか、何かお考えがあつて今後対応していただける部分があるとしたならば、お聞かせ願えたらと思います。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 検討してございますハザードマップの改訂版につきましては、前回同様全戸配布していきたいというふうに考えてございますし、ホームページにも地域ごとに避難所や警戒区域がわかるようご案内させていただきまして、さらに町内会館等に地域の避難場所等がわかるようマップを配布させていただき、会館に掲示いただくなどお

願いたいと考えてございます。また、このほか、あかびらくらしのガイドブックに災害への備え等防災の情報を掲載いたしましたり、当市の広報にも時期に合わせまして大雨や台風、暴風雪に関する注意事項等掲載させていただいておりますが、引き続き情報を発信し、注意喚起を促してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ありがとうございます。東日本大震災のときも、準備をしていたというか、心して避難訓練をしていた地域でさえ、いざ起こったときにはあんな大きな事故になってしまうということがあります。先ほども述べましたが、平穏な赤平市の市民の皆様方は、いざというときにやはり戸惑う部分が大きく出てくると思います。高齢化が進んで高齢者が多い当市ですから、しっかりしたそういう周知徹底、お知らせができていて、皆さんの目につくような環境を整えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、大綱3、教育環境整備について、①、教職員住宅の改善についてお聞きいたします。以前も委員会の中でお聞きいたしました。当市の教職員の居住状況は管理職を除くと非常に低いとお聞きいたしました。低い要因には住宅環境の悪さがあるのではないかと私は思うところがあります。近隣に住んでも通勤圏内とお考えのところもあるようですけれども、住宅改善のお考えはないのか、または既存の教員住宅の大幅改修などは検討できないものでしょうか。また、最近は持ち家率が高いということもありますし、既存の住宅は家族向けの広さであるということもありますので、単身者用の整備はできないものでしょうか。この点についてお聞かせください。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 教職員住宅の改善についてであります。ご指摘のとおり本市での教

職員の居住割合が思わしくないことについては大変苦慮しているところであります。その要因としては、近隣市のいわゆる利便性がよいとされるところからの通勤距離が極めて近く、容易に通勤圏内であることが大きいと思います。また、それらの教職員の多くは持ち家率が高く、また持ち家でなくても既に世帯持ちであることが考えられます。そのため、それらの教職員に対して本市への居住を勧めることは極めて難しいものと思っております。

そこで、議員ご指摘のとおり、単身者を対象とした住環境の整備が最も現実的であると思えます。ただし、単身者は管内でもその数は少なく、市内でも今年度で申しますと管理職を除いた教職員68名中、単身者での市外居住者はわずか5名という状況であります。その中で新しく整備または既存の住宅の改修で対応するのか、それぞれの方策であっても費用をかけた後のその効果の見きわめというものも重要でありまして、大変難しいのが現状です。そのため、市内居住であれば特に公的住宅でなくても可とするようなことは、今後も必要になると考えられます。いずれにしても、子供の数が減少して学校数が少なくなり、校下もより広範囲になることから、子供たちの成長のための地元居住の必要性は増すものと思えます。また、同時に、教職員ばかりではなく本市全体の人口対策としても重要な課題でありますので、関係部局とも連携をとりながら今後の動向含めて進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解くださればと思います。よろしく願いします。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいまの答弁をお聞きしましても、既存の住宅がやはり古くて適さないというような問題視されているような指摘がないということは、そこを問題視していないのかなというふうにも感じますけれども、いつも地域密着の教職員というふうに言っておりますので、やはり市内に住んでいただくのが望ましいのではないかなというふうに感じます。市内に住んでいるからこそ見えてくる子供の動きがあると思えます。逆に言え

ば、先生たちがいて市内を散歩している、市内で買い物をしている、車で走っている、それだけで子供たちに対しての防犯、間違いを未然に正せるという行為につながるのではないかなというふうに感じるところもありますので、どうぞご尽力のほどよろしく願いたいというふうに思います。

続きまして、②、通学路の整備についてお伺いたします。茂尻小学校への3校統合により小学校もバス通学になりましたが、バス通学以外の全市的な整備、確認をお願いしたいというふうに考えます。今回に限りましては、文京町の緑橋から赤中の裏手から、そして赤高の裏手、そして体育館の横をおりていって青葉団地のほうまで行くというような道路について、そこに着目をしてお聞きをしたいというふうに思います。これについても平成24年にほかの議員が質問していましたが、車道の幅の拡張や車の完全規制などはなかなか難しい話というふうに思いますので、舗装の整備などであれば検討できるのではないのでしょうか。車が来たときにきちっと横へよける状況なのか、車も子供を避けるために、舗装が整備されていなければ避け切れない状況もあるというふうに考えます。通学路の整備、確認などは行われているのか、またその予定などが、通学路の確認とかの予定ですね、があればお聞きしたいというふうに思います。お願いいたします。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 通学路の整備についてですが、ご指摘の通学路については、ご指摘のとおり安全に注意する道路としまして、市教委も道路管理者側も同様の認識を持っております。現在は、従前の答弁でもお伝えしましたけれども、通学路表示やカーブミラーの設置、大型車両の規制や速度制限などの可能な限りの安全施策をとっているところです。安全対策は、これで安全というものではなく、継続した検証が必要であります。ただいま議員ご指摘の通学路は一例として取り上げていただいたものと思っておりますが、安全、安心な通学路は何よりも重要なものと考えております。安全の確保は大切ですが、

場所の特性や用地の制限などにより十分な安全性を確保できない場合もあり、またそのために通学路を変更して大幅に通学距離が増となるなどの対策も、これは現実的ではございません。しかしながら、議員ご指摘のとおり、通学路の安全確保は重要であります。そのため、市教委では今後学校関係者、道路管理者、警察関係者などを含めての通学路の安全点検を行うよう準備を進めているところです。道路改良など早期の対応が難しい箇所もありますが、子供や保護者への安全意識の啓発なども含めて、今後もその安全確保に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ありがとうございます。どんな状況でも通学路には、ただいまご答弁にあったように十分な安全性を確保できない場合もあるということもおっしゃっていましたが、通学路には十分な安全性が必要ではないかというふうに私は思います。どこに危険があり、何に気をつけるべきか、やはりそういう配慮も委員会の中で必要なことだというふうに思いますので、安全点検を行う準備を進めていただいているというようにしたので、できる限り早期の対応をお願いいたします。

続きまして、③、学校敷地の整備について、ア、茂尻小学校への対応についてお伺いたします。この春より、3校統合により茂尻小学校へ約120名前後の子供が集います。この夏運動会へ参加させていただきましたが、以前にほかの議員からも質問に出ていましたグラウンドへ通じる下り坂の道の改善はどのように行われる予定でしょうか。簡易的に修繕をかけていただいたようですけれども、人数がふえた分、やはり事故が起きる可能性も多くなるというふうに私は思います。そういう点から、あえてもう一度このグラウンドに通じる坂道についてお聞きいたします。よろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） 学校敷地の整備に

ついてであります。茂尻小学校への対応をお尋ねされましたが、茂尻小学校の整備については統合にかかわるものとし、昨年度に校舎整備を行ったところあります。また、児童数の増加とスクールバス乗り入れに伴って、懸案となっていましたプールの除却を行いました。今年度は遊具等の整備を行ったところですが、ご指摘のグラウンドへの坂道については、統合協議での保護者要望が多かったグラウンド整備とあわせて来年度着手することとして5次総計での後期実施計画でも掲げしているところあります。今後予算編成時期となりましたら、関係部局との協議をしながら進めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 予定があるということでしたけれども、整備されるまで事故が起きない保証は全くないという感じですし、ただいまのご答弁では保護者からの要望も多かったということですから、事故が起きてしまったときに、だから言ったのではないかというような状況にならないように、少しでも早い計画を考えていただいて、できるだけ早い対応をお願いしたいというふうにお願いますので、よろしくお願いいたします。

もう一点、茂尻小学校についてお聞きしたいのですけれども、プールを除却していただいて駐車場として、またはバスの迂回場として使っているスペースなのですけれども、あそこプールがあったときは容易に入っていけない状況だったのですけれども、今駐車スペースが広くありますので、あそこに街路灯もしくは防犯灯のような明かりの確保とかはなくても大丈夫なのかなというふうにあそこを通るたびに感じる部分がありますので、その点について何かご予定があるのかどうかお聞かせください。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（相原弘幸君） ご指摘のあった敷地内の防犯灯ですけれども、議員が感じたということでもありますので、やはり治安上とか防犯上不安であるということでもありますので、街灯が必要と指摘

される箇所については現地確認いたしまして、また学校の意見も取り入れながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 先ほども言いましたが、プールがあったときは誰もそこに侵入できない状況でしたので、通ったときにも全く何も思わなかったのですが、現在は安易に人がいても余り気にならない環境になってしまいましたので、防犯的意味も含めまして必要ではないかと思ったので、お聞きしました。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、大綱4、社会教育の拡大について、①、青少年基金の維持、利用についてお伺いいたします。昭和60年より積み立てを行い、利用しているこの基金ですけれども、最近ではスポーツ少年団や子どもまつりなどへの補助として申請を受け、利用しているようでございます。現在約2,500万円ほどの残高があるようですけれども、今は積み立てがない状況で、たまに寄附金がある状況での運用というふうにお聞きしました。今後も幅広くできるだけ多くの団体、個人へ補助するためにも、積み立てをしていくことが望ましいのではないかなというふうに感じるころではございますが、今後の維持の考え方についてお聞かせください。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（蒲原英二君） 青少年基金の維持、利用についてお答えいたします。

ご質問のとおり、赤平市青少年基金につきましては昭和60年より積み立てを行い、平成25年度末で2,514万2,634円の積み立て残高となっております。赤平市からの青少年基金への積み立てにつきましては、利息運用を目的に平成3年度まで積み立てが行われ、その後は利息と寄附金により運用してまいりましたが、平成22年度からのペイオフ制度の導入に伴い、利息での運用は不可能となっており、取り崩して運用しているのが現状であります。積立金の維持に関しましては、すぐに残高不足とはならないと思いますが、今後において青少年基金の維持が厳し

い状況となる前に、関係部署を含め赤平市青少年基金運営委員会等において状況を見きわめ、積み立てに関して協議を進めてまいりたいと思います。

また、青少年基金の運用状況等ですが、昨年に要綱の見直しを行い、全国大会の対応などの改善を図っておりますが、さらに多くの青少年団体が安心してスポーツ及び文化事業に取り組み、幅広く基金を利用することができるよう、また今後新たな事案が発生した場合、赤平市青少年基金運営委員会に諮り、対応してまいりますので、基金の利用につきましてもご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕ありがとうございます。利用については、昨年見直しを行って利用幅の拡大を行って来ていますので、特に何もないのですけれども、毎年子どもまつりへ12万円ほど、それから内規を検討していただいた結果、全国大会に団体で限度額が30万円、個人で限度額が10万円利用できるようになっておりますので、これがもし毎年あったとすれば約50万円近いお金が運用されるというふうに感じます。そうすると取り崩し利用ではいずれ底をついてきてしまって、心細くなるなというふうに思いますので、そうなる前に積み立てなどの策を今言われたように考えていただけたらありがたいというふうに思います。

以上で私の全ての質問を終わりたいというふうに思います。ご答弁のほどありがとうございました。

○議長（若山武信君） 以上をもって、一般質問を終了いたします。

○議長（若山武信君） お諮りいたします。

委員会審査のため、明日13日から23日までの11日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、明日13日から23日までの11日間、休会す

ることに決しました。

○議長（若山武信君） この際ご報告いたします。

さきに設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定いたしました。委員長に向井議員、副委員長に竹村議員が選任されましたので、ご報告いたします。

○議長（若山武信君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 2時16分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)